

I. はじめに

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが発生することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定められたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るために、平成 24 年（2012 年）5 月に公布され、平成 25 年（2013 年）4 月に施行された。

2. 取組の経緯

国及び府では、特措法の制定以前から、平成 17 年（2005 年）に新型インフルエンザ対策行動計画を策定して以来、数次の改定を行っている。このたび、平成 25 年（2013 年）4 月に施行された特措法に基づき、平成 25 年 6 月に改定された「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）」及び、平成 25 年 7 月に改定された「京都府新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「府行動計画」という。）」を踏まえ、宇治市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を策定した。

3. 市行動計画の策定

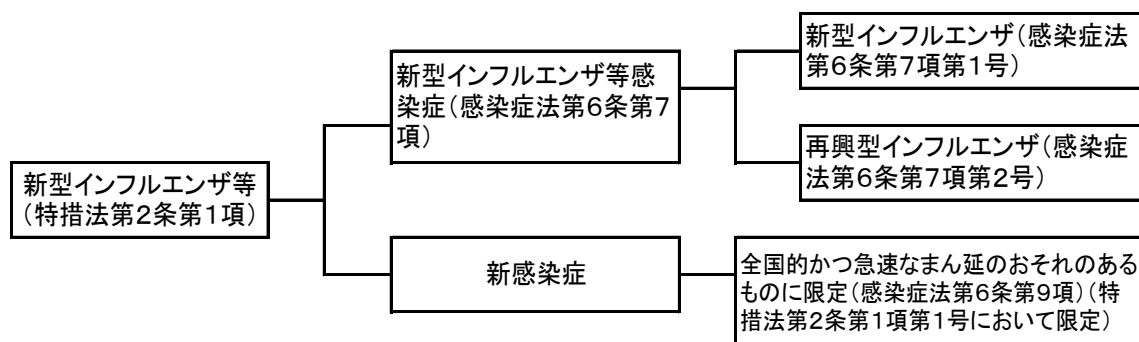
（1）内容と位置づけ

特措法第 8 条の規定により、本市における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び本市が実施する措置等を示すもので、政府行動計画及び府行動計画に

基づく市町村行動計画に位置づけられるものである。市行動計画は、市が実施する措置等を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

(2) 対象疾患

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。



- ①感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（感染症法第6条第7項第2号に規定する再興型インフルエンザを含む。以下「新型インフルエンザ」という。）
- ②感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの。

(3) 見直し

新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や、新型インフルエンザ等対策の検証等を通じて、政府行動計画及び府行動計画の変更があった場合には、適時適切に市行動計画の見直しを行う。

Ⅱ．新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

Ⅱ－１．新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

１．新型インフルエンザ等の特徴

（１）発生の予測や阻止が困難であること。

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。

（２）市民の生命・健康や経済全体に大きな影響を与えること。

長期的には、市民の多くが罹患し、患者の発生が一定の期間に集中した場合、医療機関の受入能力を超えてしまう恐れがある。また、病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。従って、新型インフルエンザ等対策を本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、対策を講じていく必要がある。

２．対策の目的と戦略

（１）感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

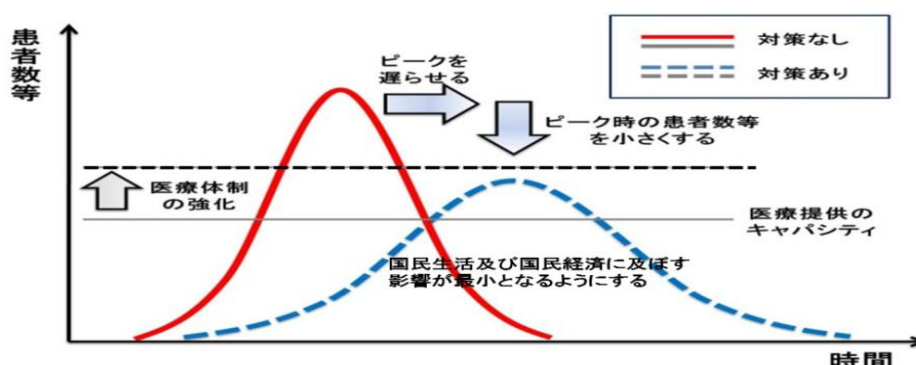
- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、患者数等が医療機関の受入能力を超えないようにすることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

（２）国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

市においても、全庁をあげて、国、府及び関係機関等と連携して、この２点を主たる目的として対策を講じていく。

<対策の効果 概念図>



Ⅱ－２．新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。政府行動計画では、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢が示されている。

そこで、国においては、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととしている。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立するとしている。（具体的な対策については、「Ⅲ．各段階における対策」において記載する。）

○発生前の段階では、水際対策の実施体制の構築、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備、ワクチンの研究・開発と供給体制の整備、国民に対する啓発や政府企業による業務計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

○世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。

新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定することが必要である。海外で発生している段階で、国内の万全の体制を構築するためには、我が国が島国であるとの特性を生

かし、検疫の強化等により、病原体の国内侵入の時期をできる限り遅らせることが重要である。

○国内の発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、病原性に応じては、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

○なお、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。

○国内で感染が拡大した段階では、国、地方公共団体、事業者等は相互に連携して、医療の確保や国民生活・国民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

○事態によっては、地域の実情等に応じて、都道府県や各省等が新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。

○市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染拡大防止策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組みあわせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染拡大防止策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

○事業者の従業員のり患等により、一時期、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを国民に呼びかけることも必要である。

○また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、府、市町村、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高い SARS のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

市行動計画は、以上のような政府行動計画及び府行動計画の考え方を踏まえて作成したものである。

Ⅱ－３．新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

市、府、隣接する市町、指定（地方）公共機関、関係機関等は、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

１．基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重するとともに、風評被害への配慮に努める。また、府が新型インフルエンザ等の感染防止・まん延防止のため、市民の権利と自由に制限を加える場合、市は府からの要請内容について、市民に対して十分説明していくものとする。

２．危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

3. 関係機関相互の連携協力の確保

宇治市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、政府対策本部、京都府新型インフルエンザ等対策本部（以下「府対策本部」という。）、近隣の市町対策本部や、地区医師会・社会福祉等の関係機関と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長は、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整が必要となった場合は、速やかに府対策本部長に対して要請を行う。

また、市は未発生の段階から、特措法に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）がなされる場合に備え、府保健所・近隣の市町・関係機関等の意見交換を行っておく。

4. 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

ただし、情報の公開については、人権及び風評被害への配慮を十分に行い、公開の要否を適切に判断する。

Ⅱ－4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

1. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害を引き起こされることが懸念される。

政府行動計画においては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置きつつ、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要であり、新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（発生した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右されるものであって、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能としている。

政府行動計画においては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフ

ルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定している。

- ・全人口の 25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は、約 1,300 万人～約 2,500 万人と推計。
- ・入院患者数及び死亡者数については、この推計の上限値である約 2,500 万人を基に、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度を致命率 0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に重度を致命率 2.0%として、中等度の場合では、入院患者数の上限は約 53 万人、死亡者数の上限は約 17 万人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は約 200 万人、死亡者数の上限は約 64 万人となると推計。
- ・全人口の 25%が罹患し、流行が各地域で約 8 週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布の試算を行ったところ、中等度の場合、1 日当たりの最大入院患者数は 10.1 万人（流行発生から 5 週目）と推計され、重度の場合、1 日当たりの最大入院患者数は 39.9 万人と推計。
- ・これらの推計を参考に、本市における患者等の推計値は、下表のとおりである。

<宇治市の流行予測>

流行予測	国		京都府		市	
①罹患割合	国民の25%が罹患すると想定		府民の25%が罹患すると想定		市民の25%が罹患すると想定 約48,000人	
②患者数 (医療機関を受診する患者数)	約1,300万人～約2,500万人		約27万7千人～約52万人 (中間値約35万8千人)		約19,600人～37,500人 (中間値約28,600人)	
	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
③致命率	0.53%	2.0%			0.53%	2.0%
④入院患者上限数	約53万人	約200万人	11,000人	41,000人	約800人	約3,100人
⑤死亡者数	約17万人	約64万人	3,400人	13,000人	約200人	約1,000人
⑥1日当たり最大入院患者数	10.1万人	39.9万人	2,080人	—	約200人	約600人

※平成 25 年 3 月 31 日住民基本台帳人口より。

- ・これらの推計に当たって、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある、また、被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き政府及び府の最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

- ・なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象とされたところである。そのため、新型インフルエンザ等感染症の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

2. 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・市民の 25%が、流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は 1 週間から 10 日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多くとも 5 %程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。

Ⅱ－5. 対策推進のための役割分担

1. 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

（1）調査研究

国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推

進に努める。

（２）総合対策の推進

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組を通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

（３）基本的対処方針の決定

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で特措法第 18 条の規定により基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聞きつつ、対策を進める。

２．地方公共団体の役割

市及び府は、公衆衛生部局と危機管理部局を中心とした全庁的な体制により、危機管理体制を構築し、社会機能の維持、医療体制の確保、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、啓発等の対策を総合的に推進する。

（１）市

市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者（家族同居していない又は近くにいないため、介護ヘルパー等介護や介助がなければ日常生活ができない独居高齢者や障害のある人等）への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、府・近隣市町等及び関係機関と緊密な連携を図る。

①城陽市・久御山町については、近隣であり市民の往来も考えられることや、地区医師会と連携して対応していく必要があるため、感染状況の情報共有や予防接種体制の構築等に関し、必要に応じて協議し、相互に連携して対応をとるよう努めるものとする。

- ②本市は、観光客が多数訪れることから、観光関係団体・事業者と、相互に連携して対応をとるよう努めるものとする。

(2) 府

- ①府の各部局においては、府行動計画等に基づき関係部局、関係機関と連携し具体的な対策を検討し、部局別マニュアルを作成する。
- ②新型インフルエンザ等が発生した場合は、京都府新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年府条例第10号）に基づき府対策本部を設置し、国における基本的対処方針を踏まえつつ、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、地域の状況に応じて判断を行い、全庁をあげて対策を実施するとともに、的確に府庁の業務継続を図る。
- ③対策の推進にあたっては、国・市町村・他府県・関係機関及び事業者と連携を図る。
- ④特に京都は、府内に多くの大学が所在し、また、観光旅行者が多数訪れることから、大学や観光関係団体・事業者との情報の共有と連携について留意する。

(3) 近隣市町等

近隣市町等は、感染拡大を可能な限り抑制し、社会機能の維持を図るため、必要に応じ、相互に連携して対応をとるよう努めるとされており、市は近隣市町等と連携体制を整備する。

<近隣市町との連携対応の例>

- 勤務地又は通学地と住所地が異なる感染事例への対応
- 府への要望等風評被害への対応
- 保健所管内での医療機関情報等の共有
- 啓発広報
- 報道機関への情報提供基準
- その他必要な事項

3. 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新

型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

4. 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

5. 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務を行う市内事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

6. 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

7. 市民

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

Ⅱ－６．市行動計画の主要６項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の２つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「１．実施体制」、「２．サーベイランス・情報収集」、「３．情報提供・共有」、「４．予防・まん延防止」、「５．医療」、「６．市民生活・市民経済の安定の確保」の６項目に分けて立案している。各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおりである。

１．実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高くかつ感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国においては、国家の危機管理の問題として認識されている。

このため、国、府、市町村、関係機関等が相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められる。

- ・国として整合性のある対策を効果的に実施するため、国及び地方公共団体に対策本部が設置される。
- ・国は、新型インフルエンザ等の発生時に、特措法第 15 条に基づき「政府対策本部」を設置する。
- ・政府対策本部設置後は、海外発生期（国内未発生）でも 47 都道府県で対策本部を設置する。

※緊急事態宣言とは

新型インフルエンザ等（国民の生命・健康に著しく重大な被害を与える恐れがあるものに限る）が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがあると認められるとき、政府対策本部は、特措法第 32 条に基づき、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」をし、措置を実施すべき期間、区域等を定めて公示する。

新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた場合、特措法第 34 条に基づき、市町村は、行動計画で定めるところにより、直ちに市町村対策本部を設置しなければならない。

(1) 庁内体制の整備

新型インフルエンザ等発生時には、市民生活及び市民経済の安定を確保し、感染のまん延防止を積極的に図っていくため、危機管理部局や健康長寿部局だけでなく全庁的に新型インフルエンザ等の対策について対応できる体制が必要である。

＜国内発生段階別の国・府・本市の体制＞

	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
国	新型インフルエンザ等対策閣僚会議	新型インフルエンザ等発生 WHOフェーズ4宣言	政府対策本部設置(特措法第15条) 緊急事態宣言あり 緊急事態宣言なし		
府	新型インフルエンザ等対策推進会議		府対策本部設置(特措法第22条)		
本市	感染症等予防庁内連絡会議		市警戒本部(1号)	緊急事態宣言前 <府内・市内未発生> 市警戒本部(2号) <府内発生・市内未発生> 市警戒本部(2号) → 市対策本部 <市内発生> 市対策本部 緊急事態宣言後 市対策本部(特措法第34条)	緊急事態宣言前 <府内・市内未発生> 市警戒本部(2号) <府内発生・市内未発生> 市警戒本部(2号) <市内発生> 市対策本部 緊急事態宣言解除後 小康期 (緊急事態宣言前に準ずる)

ア. 未発生期の体制

① 感染症等予防庁内連絡会議の設置

新型インフルエンザ等が未発生段階においては、健康長寿部局内を事務局とする「感染症等予防庁内連絡会議」の枠組を通じて、関係部局間の連携を確保しながら、新型インフルエンザ等発生時に備えた事前準備を確認し、情報収集・情報共有を行う等、全庁一体となった取組を推進する。

<感染症等予防庁内連絡会議の組織>

構成委員					
市長公室	秘書広報課長	総務部	総務課長	都市整備部	公園緑地課長
	職員厚生課長		管財課長		交通政策課長
	危機管理課長	建設部	建設総務課長	消防本部	消防総務課長
			住宅課長		警防救急課長
市民環境部	文化自治振興課長	福祉こども部	地域福祉課長	教育委員会	教育総務課長
	農林茶業課長		障害福祉課長		学校教育課長
	商工観光課長		こども福祉課長		一貫教育課長
	人権啓発課長		保育支援課長		教育支援課長
	環境企画課長	健康長寿部	健康生きがい課長		生涯学習課長兼 生涯学習センター所長
	ごみ減量推進課		介護保険課長		
上下水道部	水道総務課長		保健推進課長		

② 感染症等予防庁内連絡会議の主要所掌事務

- 感染症等に関する情報の収集
- 国、府、近隣の市町、関係機関等との連絡調整
- 庁内部課等の連絡調整
- 市民、関係者に対する広報、啓発
- その他、必要な感染症等予防対策

イ．海外発生期の体制

① 宇治市新型インフルエンザ等対策警戒本部の設置

海外で新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部及び府対策本部が設置された場合は、宇治市新型インフルエンザ等対策警戒本部〔１号配備〕（以下「市警戒本部」という。）を設置し、市長公室や健康長寿部をはじめ、関係部局において、庁内及び関係機関等と連携し情報の共有と、国内発生時に備えた体制の準備等を進める。

（市警戒本部の配備体制については、資料編P136 参照）

<宇治市新型インフルエンザ等対策警戒本部の組織>

本部長		第２副市長
本部員	本部事務局長	危機管理監
	本部事務局次長	健康長寿部長
	本部会議構成員	市長公室長
		政策経営部長
		総務部長
		市民環境部長
		市民環境部担当部長
		福祉こども部長
		理事
		建設部長
		都市整備部長
		議会事務局長
		公営企業上下水道部長
		教育部長
		消防長
	宇治市新型インフルエンザ等対策警戒本部設置要項第３条第２項に規定する者	

② 宇治市新型インフルエンザ等対策警戒本部の主要所掌事務

宇治市新型インフルエンザ等対策警戒本部設置要項に定めるほか、以下のとおり定める。

- 新型インフルエンザ等対策に係る総合調整（実態把握、感染まん延防止策、広報啓発等）
- 新型インフルエンザ等に係る情報収集、情報提供・共有
- 国、府、近隣の市町、関係機関等との連絡調整
- 警戒本部長の命令及び指示の伝達、庁内の連絡調整
- その他 必要な対策

ウ．国内発生早期以後の体制

[緊急事態宣言前]

▶府内で新型インフルエンザ等の感染者が未発生の場合

① 市警戒本部[２号配備]への移行

市警戒本部[２号配備]に移行し庁内体制を強化するとともに、関係機関等と積極的に連携し、国内の情報収集を行い、市民及び関係機関等に情報提供する。

また、市内発生期に備えて感染拡大の防止に備えた体制の整備を行う。

▶府内又は市内で新型インフルエンザ等の感染者が発生した場合

② 宇治市新型インフルエンザ等対策本部の設置

本市又は府域で新型インフルエンザ等の患者が発生した場合や、市民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあると判断される場合等には、緊急事態宣言前であっても、宇治市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置する。

その後、政府対策本部が緊急事態宣言を行った時点で、特措法に基づく市対策本部と位置付ける。その際の対応策は、市対策本部が発生状況等に応じて、判断を行う。

なお、市対策本部の組織及び職務等については、特措法及び本市条例に基づくものとする。

③ その他

想定範囲を超えるような感染症等が発生した場合は、①及び②の限りではない。

[緊急事態宣言後]

① 市対策本部の設置

国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるとして、政府が特措法第 15 条に基づき、緊急事態宣言を行った場合は、特措法第 34 条及び条例に基づき、速やかに市長を本部長とする市対策本部へと移行する。

<宇治市新型インフルエンザ等対策本部の組織>

本部長		市長※
本部員	副本部長 (本部員のうちから 市長の指名による)	副市長※
		副市長※
		教育長※
		水道事業管理者
	本部事務局長	危機管理監
	本部事務局次長	健康長寿部長
	本部会議構成員	市長公室長
		政策経営部長
		総務部長
		市民環境部長
		市民環境部担当部長
		福祉こども部長
		理事
		建設部長
		都市整備部長
		議会事務局長
		公営企業上下水道部長
		教育部長
		消防長※
	その他宇治市防災規則第 5 条第 2 項を準用するものとする	

※法第 35 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに規定されている者

② 市対策本部の主要所掌事務

特措法及び条例の規定によるほか、以下のとおり定める。

- 新型インフルエンザ等対策に係る総合企画、総合調整（実態把握、感染まん延防止策、広報啓発等）
- 新型インフルエンザ等に係る情報収集、情報提供・共有
- 国、府、近隣の市町、関係機関等への応援要請及び連絡調整
- 本部長の命令及び指示の伝達、庁内の連絡調整
- 府対策本部との総合調整
- その他 必要な対策

*各班の編成及び業務分掌、役割については、別表に定める。(資料編 P133～135 参照)

（２）有識者からの意見聴取

新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野に及ぶ専門的知見が求められることから、市行動計画の策定等に関して、医学・公衆衛生・防災・商工・人権等を含む幅広い分野の専門家から意見を聴取する。

（３）関係機関との連携体制

新型インフルエンザ等発生時には、迅速かつ適切に広域的な対応をしていく必要があるため、近隣の市町や地区医師会、小中学校や幼稚園、保育所（園）、高齢者及び障害者施設、公共機関等と適宜情報共有を図りながら、連携体制について整備する。

２．サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国及び府、近隣の市町等から系統的に収集・分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を市民や関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつけることが重要である。

このため、国及び府と連携し、各種のサーベイランスの情報を積極的に収集するとともに、国及び府からの要請に応じ、サーベイランス体制の構築等に協力する。

また、情報を公表する際には、個人情報保護や患者等の人権に十分留意することとする。

なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載するが、新感染症が発生した場合については、国が症例定義の周知や診断方法を確立し、府が、府内のサーベイランス体制を構築した際に、これに協力する。

３．情報提供・共有

（１）情報提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、府、市、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、府、市、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

新型インフルエンザ等対策は、市のみならず、国、府、近隣の市町、関係機関、学校、

各事業者、地域、NPO等の多様な主体が連携して取り組むことが重要であることから、関係機関・団体等との連携に努め、新型インフルエンザ等に関する情報共有や情報提供に努める。

(2) 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、高齢者、外国人・障害のある人等情報が届きにくい人にも十分に配慮し、受取手に応じた情報提供を行うためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

(3) 発生前における市民等への情報提供

市は、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や、国や府が提供する様々な調査研究の結果などを、市民のほか、府と連携して、医療機関や事業者等に、情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に、市民に正しく行動してもらう上で必要である。

誰もが新型インフルエンザ等に感染する可能性があること、感染したことについて患者やその関係者には責任はないこと、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

学校、幼稚園、保育所（園）は、集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育及び保育所（園）担当部局等と連携して、感染症や公衆衛生について、児童・生徒及び保護者等に丁寧に情報提供する。

(4) 発生時における市民等への情報提供及び共有

ア．発生時の情報提供について

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつわかりやすい情報提供を行う。

市民への情報提供にあたっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報保護、患者等の人権及び公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害の発生を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

市から直接、市民に対する情報提供を行う手段として、市政だよりや市ホームページ等の媒体の活用に加え、京都府防災・防犯情報メール等の活用を行う。

イ．市民の情報収集の利便性向上

市民の情報収集の利便性向上のため、国関係省庁や府の情報等を必要に応じて集約し、総覧できるサイトを開設する。

(5) 情報提供体制について

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。

新型インフルエンザ等の発生時で緊急事態宣言前は、市警戒本部を中心として情報提供及び関係部局と情報共有し、緊急事態宣言後は市対策本部の情報班を中心として、適時適切に情報を提供・共有する。なお、対策の実施主体となる部局及び各班が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、市対策本部が調整する。

また、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要である。さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において市民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、今後の情報提供に活かしていくこととする。

4. 予防・まん延防止

(1) 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつなげ、また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることにつなげることをねらいとする。

個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

(2) 主なまん延防止策

ア．個人における対策

府は、府内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

市は、府等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力し、基本的な感染対策の実践、不要不急の外出自粛及び食料品等の生活必需品を備蓄することの必要性について啓発する。

イ．地域対策・職場対策

市内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、公共施設や観光地等における地域の感染防止対策や職場における感染予防策の徹底等、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策をより強化して実施する。

- ①府は、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行うとしており、市は、府の要請に応じて適切に対応する。
- ②不特定多数の者が出入りし接触機会が多い施設等では、感染が広がりやすく、また施設内感染が起こった場合、地域流行の中心となる危険性がある。そのため、国内発生早期で緊急事態宣言前には、市警戒本部で協議の上必要に応じて、市役所、うじ安心館及びその他公共施設に対し、職員や利用者等の健康管理の徹底と感染防止対策への協力の呼びかけ等の啓発を行う。
- ③府は、未発生期からのまん延防止対策を図るため、大学、短期大学、高等専門学校等に対して保健センターや学内広報による事前の啓発を行うよう要請するとしている。観光旅行者の安心・安全を確保するため、観光関係団体、観光施設等への連絡体制を整備し、新型インフルエンザ発生時における観光旅行者への正確な情報の提供に努めるなど府と連携し取組を進める。

市役所、うじ安心館及びその他公共施設は、状況によっては、長時間不特定多数の者が緊密に接する場であり、学校等と同様に、職員の感染により感染拡大の拠点となる可能性がある。そのため、職員の健康管理と、感染防止対策を徹底する。

(3) 予防接種

ア．ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

イ．特定接種

i) 特定接種とは

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認

めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。政府行動計画において、特定接種の対象となり得る者は、以下のとおりである。

ii) 特定接種の対象となり得る者

- ①「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

iii) 特定接種の対象となり得る者の基準

住民接種よりも先に開始されるものであるため、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するにあたっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

この基本的考え方を踏まえ、政府行動計画では、登録事業者、公務員を別添のとおりとし、特定接種を実施するにあたっては、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）、④それ以外の事業者の順とすることを基本とされている。

また、政府行動計画では、事前に上記のような基本的な考え方を整理しておきつつ、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要であるから、政府行動計画においては、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聞き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定するとされている。

これらの考え方を踏まえ、現時点において特定接種の対象となり得る業種・職務については、添付資料「特定接種の対象となり得る業種・職務について」による。

iv) 特定接種の接種体制

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなると政府行動計画に定められているため、接種が円滑に行えるよう未発生期から、本市における接種体制の構築を図ることが求められる。特に、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」

の事業者については、接種体制の構築が登録要件とされている。

①実施主体

市	新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員
府	新型インフルエンザ等対策の実施に携わる府職員
国	登録事業者のうち特定接種対象となる者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

②接種方法

原則として集団接種。

ウ．住民接種

①臨時の予防接種

新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定による臨時の予防接種を行う。

②新臨時接種

緊急事態宣言が行われていない場合、予防接種法第 6 条第 3 項の規定による新臨時接種を行う。

i) 住民接種の接種順位

政府行動計画において、特定接種対象者以外の接種対象者は、以下の 4 つの群に分類されている。緊急事態宣言がなされている事態においては、柔軟な対応が必要となることから、状況に応じた接種順位とすることを基本とし、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定するとしている。

①医学的 ハイリスク者	○呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者 ○基礎疾患を有する者 ○妊婦
②小児	○1 歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。
③成人・若年者	
④高齢者	○ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65 歳以上の者）

ii) 住民接種の接種順位に関する国の基本的な考え方

以下のような基本的な考え方を踏まえ、政府対策本部が決定する。

- ①重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方
- ②我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方
- ③重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

iii) 住民接種の接種体制

- 市が実施主体となる。
- 原則として集団接種とする。
- 接種に必要な医師等の従事者については、地区医師会等の協力により確保する。また、接種に必要な医師等の確保に関しては、近隣の市町と連携し、接種体制の構築を図る。

エ. 留意点

「特定接種」と「住民接種」については、危機管理事態における2つの予防接種全体のあり方に係る政府対策本部の決定を受けて、実施する。

オ. 医療関係者に対する要請

府は、予防接種を行うために必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力の要請等を行う。

5. 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ府民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

本市は、府が設置する、二次医療圏等の圏域を単位とし、府保健所を中心として、地区医師会、地区薬剤師会、協力医療機関を含む医療機関、薬局、市町村、消防機関等の関係者からなる対策会議に参加し、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備を推進することに、圏域を構成する市として協力する。また、宇治市休日急病診療所については、新型インフルエンザ等発生時においても医療の提供ができるよう、診療の継続に努める。

(1) 府の対策への協力

府は、医療に関して以下のとおり対策を行うとしており、市は府等からの要請に応じ、その対策等に適宜協力する。

府

<医療に関する府の対策>

ア. 医療の目的

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画する。

新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定（地方）公共機関、協力医療機関、特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

イ. 発生前における医療体制の整備

二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、地域医師会、地域薬剤師会、協力医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進することや、あらかじめ帰国者・接触者外来を設置する医療機関や公共施設等のリストを作成し設置の準備を行うこと、さらに帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進める。

なお、協力医療機関の求めに応じ、大学病院から専門医を派遣する体制の整備を行うこととする。

ウ. 発生時における医療体制の維持・確保

新型インフルエンザ等の発生の早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させる。このため、地域においては、感染症病床等の利用計画を事前に策定しておく必要がある。

また、府内での発生の早期では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や府

内患者の濃厚接触者の診療のために、府内で新型インフルエンザ等が広がる前の段階までは各地域の協力医療機関に帰国者・接触者外来を確保して診療を行うが、新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。このため、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い、院内での感染拡大防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。また、保健所に帰国者・接触者相談センターを設置し、その周知を図る。帰国者・接触者外来等の地域における医療体制については、一般的な広報によるほか帰国者・接触者相談センターから情報提供を行う。

エ. 医療関係者に対する要請・指示、補償について

新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等その他の政令で定める医療関係者に対し、知事は医療を行うよう要請等を行うことができる。

府は、国と連携して、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償する。また、医療の提供の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償をする。

オ. 抗インフルエンザウイルス薬等

国備蓄分と併せ、府民の 45%に相当する量を目標として、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。なお、その際、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案する。

6. 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの国民がかり患し、各地域での流行が約 8 週間程度続くと言われている。また、本人のり患や家族のり患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限とできるよう、府、市、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前の準備を行うことが重要である。

(1) 市民生活の維持

新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限とできるよう、府、医療機関、指定地方公共機関及び登録事業者等と連携し、特措法に基づき事前に十分準備を行う。

また、一般の事業者においても事前の準備を行うよう、必要に応じて、国・府等と連携して働きかける。

(2) 要援護者への対応

新型インフルエンザ等の流行による社会機能の低下により、生活に支障を来すおそれがある市内の要援護者を把握し、医療・福祉サービスや食料等生活の維持に必要なものが確保されるよう、具体的な支援対策の整備を進める。

(3) 人権への配慮

特定の地域や学校、幼稚園、保育所（園）、職場等に感染者が集中した場合には、個人・学校等・地域を誹謗中傷するようなことが発生しないよう、関係機関との連携のもと、十分に配慮する。

(4) 風評被害への配慮

関係団体等と相互に連携を図り、風評による被害を抑えるよう対策を検討する。

Ⅱ-7. 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

市行動計画では、国及び府と相互に緊密な連携を図りながら新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するため、政府行動計画及び府行動計画による発生段階を適用する。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類し、国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定するとしている。

また、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染

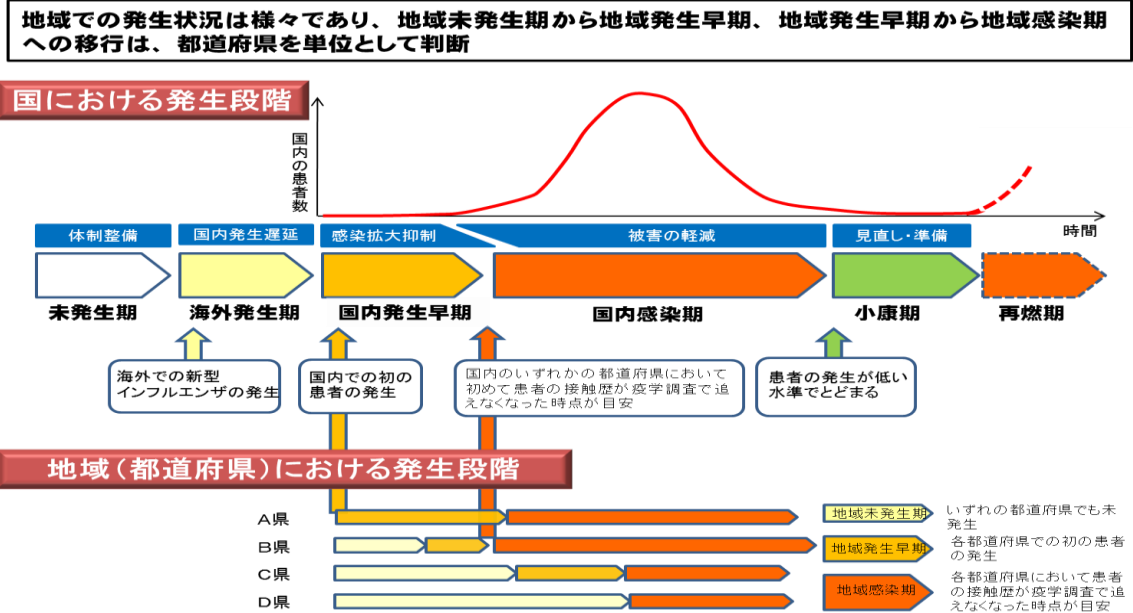
拡大防止策等について、柔軟に対応する必要がある。

市、府及び関係機関等は、行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施する。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要である。

＜発生段階と WHO のフェーズとの対応表＞

発生段階	WHOのフェーズ
未発生期	フェーズ1・2・3
海外発生期	フェーズ4・5・6
国内発生早期	
国内感染期	
小康期	ポストパンデミック期



＜発生段階ごとの府・市のイメージ＞

国	府	状態	市
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	未発生期
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	海外発生期
国内発生早期	府の判断	府内未発生期	市内未発生期
		府内発生早期	市内発生期
		府内感染期	
国内感染期		府内で新型インフルエンザ等の患者の発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態。 ※感染拡大～まん延～患者の減少	
小康期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小康期

Ⅲ. 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要 6 項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、国が政府行動計画に基づき作成する「基本的対処方針」と府行動計画及び府からの要請等を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

具体的な対策の実施や事業等の縮小・中止時期の判断の方法については、必要に応じて、市業務継続計画（BCP）、市対応マニュアル等により定めることとする。

<表> 発生段階別の主要な取組（資料編 P110 参照）

未発生期

未発生期
・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
目的：発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方： 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本市行動計画等を踏まえ、府や関係機関等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、事前の準備を推進する。 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報収集を行い、適宜情報提供を行う。
国及び府の動き： 1) 国は、取組体制を整備・強化するために、新型インフルエンザ等閣僚会議及び関係省庁対策会議の枠組を通じて、初動対応体制の確立、発生時に備えた中央省庁業務継続計画の策定の対策のフォローアップを進める。 2) 府は、取組体制を整備・強化するために、新型インフルエンザ等対策推進会議の枠組を通じて、初動体制の確立、発生時に備えた医療版マニュアル、社会対応版マニュアル及び各部局別マニュアルを策定する。

1. 実施体制

府及び他の市町等と相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められる。そのため新型インフルエンザ等が発生する前においては、平時における会議等の枠組を通じ、事前準備の進捗状況を確認し取組を推進する。

(1) 市行動計画等の策定

市の具体的対策	担当部局
特措法の規定に基づき、政府行動計画及び府行動計画を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の策定を行い、必要に応じて見直しを行う。	市長公室 健康長寿部 全部局

(2) 関係機関との連携体制の整備・訓練の実施

市の具体的対策	担当部局
①府、近隣市町、指定（地方）公共機関等と相互に連携する体制を整備し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制を確認する。	市長公室 健康長寿部
②国・府等が実施する訓練への参加及び市独自で情報伝達訓練等を実施する。	全部局

(3) 庁内体制の整備

市の具体的対策	担当部局
①取組体制を整備・強化するため、感染症等予防庁内連絡会議の開催等を通じ、全庁的な初動対応体制を構築し、部局間での情報共有等を図る。	市長公室 健康長寿部
②新型インフルエンザ等の発生時に備えて、行政機能を維持するために、業務継続計画（BCP）及び対応マニュアル等の策定を行う。	全部局

2. サーベイランス・情報収集

(1) 情報収集

市の具体的対策	担当部局
①新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や調査研究の結果等の情報収集体制を整備し、国及び府が発信する情報を入手することに努める。	健康長寿部 福祉こども部
②新型インフルエンザ等の感染拡大を早期に探知するため、国及び府が行う学校、幼稚園、保育所（園）、福祉施設等におけるインフルエンザ症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）の把握をする際に、これに協力する。	健康長寿部 福祉こども部 教育部

府

(2) 通常のサーベイランス・情報収集における府の対策

- ① 新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集し、情報を得た場合には、速やかに国に報告する。
- ② 人で毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、インフルエンザ定点医療機関（指定届出機関）において患者発生の動向を調査し、流行状況について把握する。また、保健環境研究所において、ウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。
- ③ インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。
- ④ 学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。
- ⑤ 国民の免疫の状況を把握するために国が実施する、インフルエンザウイルスに対する抗体の保有状況の調査に協力する。
- ⑥ 新型インフルエンザの発生の監視に活用するために国が行う、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集、分析評価に協力する。

3. 情報提供・共有

(1) 市民

市の具体的対策	担当部局
① 新型インフルエンザ等に関する情報について、国、府及び関係機関等と情報共有を行う体制を整備するとともに、市民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できる体制を整備する。	市長公室 健康長寿部 福祉こども部
② 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策（食料等の備蓄の必要性等）について、市ホームページや市政だより等を利用し、高齢者、外国人・障害のある人等にも配慮しながら、市民に対して情報提供を行う。	

(2) 関係機関

市の具体的対策	担当部局
①新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容や、媒体等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては整備に努める。	市長公室 健康長寿部
②新型インフルエンザ等発生時に、府や近隣の市町、関係機関等と、メールやFAX、電話等を活用して、緊急に情報を提供できるよう体制を構築する。	
③新型インフルエンザ発生時には、市民からの相談に応じる体制を構築する必要があることから、発生前から相談窓口の設置の準備を行う。	
④学校、幼稚園、保育所（園）等において、新型インフルエンザ等が発生した場合、集団感染を起こし、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、健康長寿部、福祉子ども部や教育部局等は連携を図り、情報の共有を積極的に行う。	健康長寿部 福祉子ども部 教育部

4. 予防・まん延防止

(1) 対策実施のための準備

ア. 個人における対策の普及

市の具体的対策	担当部局
学校、幼稚園、保育所（園）及び事業者と協力し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策について、市民に普及を図り、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。	健康長寿部 福祉子ども部 教育部

イ．地域・職場における対策の普及

市の具体的対策	担当部局
新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている、感染防止対策について周知を図るための準備を行う。	健康長寿部 全部局

府

ウ．水際対策

検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、検疫所
その他関係機関の連携を強化する。

(2) 予防接種

府

ア．ワクチンの供給体制

府内において、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。

イ．基準に該当する事業者の登録

市の具体的対策	担当部局
①国が定める特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示す登録実施要領に基づき、事業者に対して、府が行う登録作業に係る周知について、要請に応じて適宜協力する。	市長公室 健康長寿部
②国が行う事業者の登録申請受付、基準に該当する事業者の登録について、府からの要請に応じて適宜協力する。	

ウ. 接種体制の構築

i) 特定接種

市の具体的対策	担当部局
①特措法第 28 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項による予防接種とみなし、同法（第 22 条及び第 23 条を除く。）の規定を適用し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、市内の接種体制を構築する。	市長公室 全部局
②国の予防接種に関するガイドラインに示された特定接種の対象となり得る本市職員及び市議会議員を把握し、国に報告する。	市長公室
③登録事業者に対する特定接種について、国・府より要請があった場合は、接種体制の構築等に適宜協力する。	市長公室 健康長寿部

ii) 住民接種

市の具体的対策	担当部局
①国及び府の協力を得ながら、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項の規定により、当該市町村の区域内に居住する者（在留外国人を含む。）に対し、円滑な接種体制の構築を図る。	健康長寿部
②円滑な接種の実施のために、国及び府の協力を得ながら、あらかじめ近隣の市町間で広域的な協定を締結するなど、本市以外の市町における接種を可能にするよう努める。	
③原則として集団接種により行い、円滑な接種の実施のために、候補となる会場の選定や医療従事者の確保等、地区医師会・近隣市町との連携に努める。	
④速やかに接種することができるよう、国が示す接種体制のモデルを参考に、国、府、地区医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を行う。	

iii) 予防接種の情報提供

市の具体的対策	担当部局
国からの情報提供を得て、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制、接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について、市民に情報提供を行い、理解促進を図る。	健康長寿部

5. 医療

(1) 府の対策への協力

市の具体的対策	担当部局
府からの要請に応じて、医療対策等に適宜協力する。	健康長寿部

府

<医療に関する府の対策>

ア. 地域医療体制の整備

- ①医療体制の確保について具体的なマニュアル等を作成するなど、府医師会等の関係機関と連携し、体制整備を進め、その進捗状況について定期的にフォローアップを行う。
- ②原則として、二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、地区医師会、地区薬剤師会、指定（地方）公共機関及び協力医療機関を含む医療機関、薬局、市町村、消防機関等の関係者からなる対策会議を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。
- ③各保健所に帰国者・接触者相談センターを設置する準備を進める。また、京都市にも同様に設置する準備を進めるよう要請する。
- ④帰国者・接触者外来を設置する医療機関等のリストアップを進めるとともに、協力医療機関における患者の受入準備を支援する。
- ⑤一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を支援する。

イ. 府内感染期に備えた医療の確保

以下の点に留意して、府内感染期に備えた医療の確保に取り組む。

- ①全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、マニュアルを示すなどしてその作成の支援に努める。
- ②感染対策のため指定（地方）公共機関である医療機関を含む協力医療機関で優先的に入院患者を受け入れる体制の整備に努める。
- ③入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握する。
- ④入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、協力医療機関の収容能力を超えた場合は、全ての入院医療機関で対応するが、さらに、収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討する。
- ⑤地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。
- ⑥社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。
- ⑦府内感染期においても救急機能を維持するための方策について検討を進める。
また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう各消防本部に要請するとともに、必要な支援を行う。

ウ．研修等

医療従事者等に対し、府内発生を想定した研修や訓練を行う。

エ．医療資器材の整備

- ①必要となる医療資器材（個人防護具等）をあらかじめ備蓄・整備する。
- ②協力医療機関において必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）の整備を支援する。

オ．検査体制の整備

保健環境研究所における新型インフルエンザ等に対するPCR検査等の即応体制を整備するとともに、中丹西保健所で検査体制を整備する。

カ．抗インフルエンザウイルス薬の備蓄等

国備蓄分と合わせ府民の45%に相当する量为目标として、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ引き続き安定的に備蓄する。

キ．抗インフルエンザウイルス薬の流通体制の整備

抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を踏まえ、管内の医薬品卸売販売業者及び協力医療機関等における在庫状況を把握する体制を整備し、新型インフルエンザ発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関や薬局、医薬品の卸売販売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を指導する。

6. 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 業務継続計画等の策定

市の具体的対策	担当部局
市内の事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防策や、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等の十分な事前の準備を呼びかけていく。	全部局

(2) 要援護者への生活支援体制の整備

市の具体的対策	担当部局
①市内に感染者が出た場合の要援護者への生活支援（見回り、食事提供、医療機関への移送）等や、死亡時の対応等について、具体的手続等を決めておく。	市長公室 健康長寿部
②新型インフルエンザ等の流行により、孤立化し、生活に支障を来すおそれがある世帯への、具体的な支援体制の整備を進める。	福祉こども部 消防本部

(3) 物資及び資材の備蓄等

市の具体的対策	担当部局
新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、施設及び設備を整備等する。	市長公室 健康長寿部 福祉こども部

(4) 風評被害への配慮

市の具体的対策	担当部局
関係団体等と日頃から相互に連携を図り、新型インフルエンザ等の発生時における風評被害への対策を検討する。	市民環境部

(5) 火葬能力等の把握

市の具体的対策	担当部局
①府等が火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討する際や、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備を行う際に、適宜連携をする。	健康長寿部 福祉こども部
②火葬、臨時遺体安置所等の開設等を円滑に行うための方策について検討する。	市民環境部

海外発生期

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

目的：

- 1) 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努める。
- 2) 国内及び市内発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方：

- 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- 2) 対策の判断に役立てるため、国及び府との連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3) 市内発生した場合には、早期に発見できるよう情報収集体制を強化する。
- 4) 国内での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、市内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、市民や各関係機関等に準備を促す。

国及び府の動き：

- 1) 国は、海外において新型インフルエンザ等が発生し、WHOが新型インフルエンザのフェーズ4の宣言若しくはそれに相当する公表又は、急速にまん延するおそれのある新感染症の発生を公表した場合には、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる場合を除き、特措法第15条に基づき政府対策本部を設置し、政府対策本部の設置場所及び期間を公表する。
- 2) 府は、政府対策本部が設置された場合には、特措法第22条に基づき、知事を本部長とする府対策本部を設置する。また、府有識者会議等の意見を踏まえ、国が決定する基本的対処方針及び府行動計画等に基づき対策を協議、実施する。

1. 実施体制

(1) 庁内体制の推進

市の具体的対策	担当班
①海外で新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合又は発生したとの情報を得た場合は、第2副市長を本部長とする市警戒本部（1号配備）を設置し、国が決定した基本的対処方針を確認する。	市警戒本部 ※本部会議構成員及び事務局を指す。以下同じ。
②情報収集や情報共有を図り、国内発生早期への事前準備を行う。	全班
③海外において、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと国が判断する場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施する。	福祉班

(2) 関係機関との連携体制の確認

市の具体的対策	担当班
国及び府から得られた最新の情報を、庁内関係部局及び関係機関と情報を共有し、必要に応じて国内発生早期への備えを要請する。	全班

2. サーベイランス・情報収集

(1) 情報収集

市の具体的対策	担当班
①新型インフルエンザ等の発生状況について、国、府及び関係機関等を通じた情報収集を強化する。	市警戒本部
②新型インフルエンザ等の感染拡大を早期に探知するため、学校、幼稚園、保育所（園）、福祉施設等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を把握する体制を整備する。	福祉班 教育班

府

(2) サーベイランス・情報収集における府の対策

- ①引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。
- ②府内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）を診察した場合の届出を求め、全数把握を開始する。
- ③感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。
- ④引き続き、国が行う鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に協力する。

3. 情報提供・共有

(1) 市民

市の具体的対策	担当班
①府等と連携して、市民に対し、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等について、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係機関のホームページや総覧できるサイト等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限り速やかに情報提供し、注意喚起を行う。	情報班 福祉班
②情報入手が困難なことが想定される高齢者、外国人や障害のある人等に対し、受取手の特性に応じた情報提供手段に努める。	全班

(2) 関係機関

市の具体的対策	担当班
国、府及び関係機関等とのインターネット等を活用した速やかかつ双方向の情報共有を行う窓口を設置し、メール等による対策の理由、プロセス等の共有を行う。	市警戒本部

(3) 相談窓口の設置

市の具体的対策	担当班
①府等からの要請に応じ、府が設置する帰国者・接触者相談センターと連携し、他の公衆衛生業務に支障を来さないよう、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を健康長寿部内に設置し、適切な情報提供を行う。	福祉班
②国及び府等の相談窓口と必要に応じて適宜連携し、最新情報の確認と、情報の共有を図り、相談対応に積極的に活用する。	

4. 予防・まん延防止

(1) 市内でのまん延防止対策の準備

市の具体的対策	担当班
市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう普及啓発を図り、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策を実践するよう促す。	情報班 福祉班

府

(2) 府内でのまん延防止対策の準備

府内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。また、国等と連携し、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。

(3) 水際対策

検疫所から通報があった同乗者及び発生国からの入国者については、健康監視を実施する。

(4) 予防接種

ア. 特定接種

市の具体的対策	担当班
①国の基本的対処方針を踏まえ、国と連携して、国の予防接種に関するガイドラインに示された特定接種の対象となり得る本市職員及び市議会議員に対して、集団的な接種を原則として、本人の同意を得て特定接種を行う。	総務班
②具体的な特定接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、国及び府の相談窓口の連絡先等、接種に必要な情報を、国から収集し、接種対象者に情報提供する。	総務班 福祉班
③登録事業者に対する特定接種について、国・府より要請があった場合は、接種体制の構築等に適宜協力する。	

イ. 住民接種

市の具体的対策	担当班
①国が特措法第46条の規定に基づいて実施する「住民に対する予防接種（臨時接種）」又は、予防接種法第6条第3項に基づいて実施する「新臨時接種」の準備を開始した時には、国と連携して、接種体制の準備を行う。	福祉班
②国及び府の要請を受けて、近隣の市町と調整し、地区医師会の協力を得て、具体的な接種体制を構築する。	

ウ．予防接種の情報提供

市の具体的対策	担当班
国からの情報提供を得て、国が行うワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について、市民及び関係機関等に対し積極的に情報提供を行う。	福祉班

5. 医療

(1) 府の対策への協力

市の具体的対策	担当班
府からの要請に応じて、医療対策等に適宜協力する。	福祉班

府

<医療に関する府の対策>

ア．新型インフルエンザ等の症例定義

国が新型インフルエンザ等の症例定義を明確にしたときは、関係機関に周知する。

イ．医療体制の整備

- ①発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等により患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、協力医療機関に対し、帰国者・接触者外来の設置と診療を要請する。
- ②感染症指定医療機関等に対し、新型インフルエンザ等を疑う者の受入れの準備を要請する。
- ③帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、府医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。
- ④帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。

ウ．帰国者・接触者相談センターの設置

- ①保健所に帰国者・接触者相談センターを設置する。
- ②発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

エ．医療機関等への情報提供

新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

他府県と隣接する医療機関に対しては、隣接する府県の発生段階を踏まえて適切な情報提供を行う。

オ．検査体制の整備

- ①保健環境研究所及び中丹西保健所において、京都市は衛生環境研究所において、新型インフルエンザ等に対する PCR 等の検査を実施するための体制を速やかに整備する。
- ②保健環境研究所において、京都市は衛生環境研究所において、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体の亜型等の同定を行い、国立感染症研究所に送付する。

カ．抗インフルエンザウイルス薬の備蓄等

- ①医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。
- ②保健所が行う患者の濃厚接触者（救急隊員等搬送従事者を含む）に対する予防投与に備えて、手順等を確認する。
- ③引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。
- ④管内の医薬品卸売販売業者及び協力医療機関等における抗インフルエンザウイルス薬の在庫状況を把握するとともに、同販売業者に対し流通備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を早期に確保するよう要請する。

6. 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 事業者への対応

市の具体的対策	担当班
府等からの要請に応じ、商工会議所等と連携し、市内の事業者への対応の取組に適宜、協力する。	産業班

府

- ①事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防策を実施するための準備を行うよう要請する。
- ②登録事業者に対し、事業継続に向けた必要な準備等を行うよう要請する。

(2) 要援護者への生活支援

市の具体的対策	担当班
新型インフルエンザ等の発生後、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことや相談窓口等について要援護者へ情報提供を行う。	福祉班

(3) 遺体の火葬・安置への準備体制の整備

市の具体的対策	担当班
府等からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、関係機関と調整を図るとともに、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。	福祉班 生活環境班

国内発生早期

- ・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・ 国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

< 市内未発生期 >

- 府内及び市内で、新型インフルエンザ等の患者が未発生な状態
- 府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、市内で未発生な状態

< 市内発生期 >

- 市内で新型インフルエンザ等の患者が発生している状態

目的：

- 1) 感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- 2) 医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 府内及び市内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国内での情報収集に加えて、府内での情報をできるだけ集約し、市民及び関係機関等に提供する。
- 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- 5) 国内感染期への移行に備えて、住民接種体制の準備、相談体制の準備、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

国及び府の動き：

- 1) 国は、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、国内発生早期に入った旨及び国内発生早期の対処方針を公表する。また、発生の状況により、政府現地対策本部を設置する。
- 2) 国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、緊急事態宣言を行う場合は、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公表する。
- 3) 府は、国が新型インフルエンザ等現地対策本部を設置したときは、これと連携する。

緊急事態宣言前

1. 実施体制

（１）庁内体制の強化

市の具体的対策	担当班
①市警戒本部（２号配備）に移行し、全庁的な体制を強化する。	市警戒本部
②庁内関係課等との連携を積極的に図り、市内発生又は緊急事態宣言後に備えた体制の整備を行う。	全班
＜本市で患者が発生した場合＞	
市対策本部を設置して対応方針を検討し、全庁的な情報共有及び連携・協力体制を強化する。	市対策本部 ※本部会議構成員及び事務局を指す。以下同じ。

（２）関係機関との連携体制の確認

市の具体的対策	担当班
政府及び府対策本部等から出される基本的対処方針や指示等について、地域における関係機関等と、積極的に情報共有を図る。	市警戒本部
＜本市で患者が発生した場合＞	
①政府及び府対策本部等と連携を強化し、積極的に情報収集及び情報共有を図る。	市対策本部
②政府及び府対策本部等から出される基本的対処方針や指示等の情報を、地域における関係機関と、積極的に情報共有を図り、必要に応じて個別に協議の場を設定する。	全班

2. サーベイランス・情報収集

（1）情報収集

市の具体的対策	担当班
①海外発生期に引き続き、国、府及び関係機関等を通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報収集を強化する。	市警戒本部
②感染拡大を早期に探知するため、学校、幼稚園、保育所（園）、福祉施設等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を行う。	福祉班 教育班
＜本市で患者が発生した場合＞	
①国、府及び関係機関等を通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報収集を強化するとともに、新型インフルエンザ等の情報の集約・整理を行う。	市対策本部
②市内の発生状況について、関係班よりできる限り速やかに情報を収集し、国及び府に対して発生状況の報告を行い、連携しながら必要な対策を実施する。	
③政府及び府対策本部と連携し、学校、幼稚園、保育所（園）、福祉施設等、市内の関係機関の発生状況をできる限り早期に把握する体制を強化する。	福祉班 教育班

府

（2）サーベイランス、情報収集における府の対策

- ①海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施する。
- ②国に協力し、医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のため、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集する。

- ③府内の発生状況をできる限り速やかに把握し、国に対して、発生状況を速やかに報告し、連携しながら必要な対策を実施する。
- ④国と連携し、発生した府内患者について、初期の段階には、積極的疫学調査チームを派遣し、互いに連携して調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。

3. 情報提供・共有

（1）市民

市の具体的対策	担当班
①府等と連携して、市民に対し、国内及び近隣の発生状況や具体的な対策等を、あらゆる媒体を用いて、できる限り速やかに情報提供し、注意喚起する。	情報班 福祉班
②特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校、幼稚園、保育所（園）等や職場での感染防止策についての情報を適切に提供する。	情報班 福祉班 教育班
③情報入手が困難なことが想定される高齢者、外国人・障害のある人等に配慮し、分かりやすい情報提供を行うように努める。	全班
＜本市で患者が発生した場合＞	
①特に、要介護者や一人暮らし高齢者、障害のある人等に対しては、民生委員や、地域の福祉サービス事業者等の関係機関と連携し、必要な情報が行きとどくよう努める。	福祉班
②情報提供にあたっては、感染者の氏名や住所等個人の特定につながる恐れのある個人情報及び人権について十分に配慮し、市民の生命や生活、市民経済等に多大な影響を及ぼすおそれがある発生状況等については、情報の公益性に留意して情報提供を行う。	全班

（２）関係機関

市の具体的対策	担当班
国、府及び関係機関等とのインターネット等を活用した速やかかつ双方向の情報共有を強化し、最新の情報の把握に努め、関係機関等との連携を図る。	市警戒本部
＜本市で患者が発生した場合＞	
①政府及び府対策本部や関係機関等と、速やかな双方の情報共有が行われるよう、体制を強化する。	市対策本部
②新型インフルエンザ等の情報の集約・整理を適切に行い、情報提供が適切に行われるよう、情報を整理して関係班へ提供する。	
③新型インフルエンザ等の発生時における報道機関への発表については、政府及び府対策本部と情報を共有するとともに、発表の方法等については、これらの関係者や報道機関とあらかじめ検討を行う。	情報班
④国、府及び関係機関等とのインターネット等を活用した速やかかつ双方向の、最新の情報を共有することを継続し、対策の方針を伝達するとともに、関係機関との適切な連携を図る。	全班

（３）相談窓口の体制充実・強化

市の具体的対策	担当班
①海外発生期に引き続き、健康長寿部内に相談窓口を設置し、相談体制の強化を図るとともに、国が配布するＱ＆Ａや情報等に基づき、市民や関係機関からの相談の充実を図る。	福祉班
②市民からの問い合わせを適宜集約し、必要に応じて府等へ報告するとともに、市民が必要とする情報を精査して次の情報提供に反映する。	市警戒本部

＜本市で患者が発生した場合＞	
政府及び府対策本部と連携し、市対策本部内に新型インフルエンザ等相談窓口を設置し、市民や関係機関からの相談窓口体制の充実と強化を図る。	総務班 情報班 福祉班

4. 予防・まん延防止

（１）まん延防止に関する市の対策

市の具体的対策	担当班
①市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。	情報班 福祉班 産業班
②学校、幼稚園、保育所（園）、福祉施設、公共施設、事業所等に対し、職場における感染予防策の徹底を要請する。 また、職員等の健康管理、受診状況の把握を指導し、新型インフルエンザ等の感染が疑われる場合は、適切に受診勧奨を行い、市へ報告するよう依頼する。	福祉班 教育班 産業班
③学校、幼稚園、保育所（園）、福祉施設等の利用者に対し、健康管理、受診状況の適宜把握を勧奨し、新型インフルエンザ等の早期発見に努めるよう依頼する。	福祉班 教育班
④府等と連携して、医療機関、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を行うよう要請する。	福祉班
⑤府等と連携して、公共交通機関、観光施設等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ等適切な感染予防策を講じるよう要請する。	建設班 産業班
⑥市民への感染予防策及びまん延の防止のため、市民と接することが多い市職員等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い等を励行する。 また、市職員等の健康管理、受診状況の把握を適切に行い、新型インフルエンザ等の感染が疑われる場合は、適切に受診勧奨を行い、職場に報告するよう指導するとともに、感染予防策として必要な期間、感染予防のための措置を講ずる。	総務班

＜本市で患者が発生した場合＞	
①政府及び府対策本部から、基本的な感染予防策の徹底について要請があった場合、あらゆる媒体を用いて積極的に市民に広報を行う。その際には、高齢者、外国人・障害のある人等への広報への配慮を適切に行う。	情報班 福祉班 教育班 産業班
②ウイルスの病原性等の状況に応じて、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を実施する。	教育班
③府等と連携して、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。	福祉班
④府等と連携し、公共交通機関、観光施設等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ等、適切な感染予防策を講じるよう要請する。	建設班 産業班

府

（２）まん延防止に関する府の対策

- ①国と連携し、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行う。
- ②業界団体等を経由し、又は直接、住民、事業者等に対して、次の要請を行う。
 - 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
 - 事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
 - 事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請する。

- ウイルスの病原性等の状況を踏まえ必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。
- 市町村や関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

（３）予防接種

ア．特定接種

市の具体的対策	担当班
①海外発生期に引き続き、国の基本的対処方針を踏まえ、ワクチンが確保され次第、国の予防接種に関するガイドラインに示された特定接種の対象となり得る本市職員及び市議会議員に対する特定接種を、本人の同意を得て接種を推進する。	総務班
②具体的な特定接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、国及び府の相談窓口の連絡先等、接種に必要な情報を、国から収集し、接種対象者に情報提供する。	総務班 福祉班
③登録事業者に対する特定接種について、国・府より要請があった場合は、接種体制の構築等に適宜協力する。	

イ．住民接種

市の具体的対策	担当班
①市民への接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえて国が接種順位を決定し、ワクチンの供給が可能になり次第、予防接種法第 6 条第 3 項に基づいて実施する接種（新臨時接種）を開始する。	福祉班
②接種に対しては、体制が整い次第、市民に速やかに周知し、地区医師会等の関係者の協力を得て接種を実施する。	

③接種の実施に当たり、国、府、近隣の市町、保健所、地区医師会と連携して、保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市に居住する者を対象に集団的接種を行う。 ただし、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。	福祉班
④国及び府からの通知等により、低所得者等に対する接種料金の補助等、接種必要者が適切に接種できるよう接種体制を整備する。	
⑤ワクチンによる副反応について、適切に市民に情報提供するとともに、接種後に起こった副反応については、情報収集に努める。	
⑥実施する前には、予防接種健康被害時における救済制度の広報について、市民に周知し、該当者への対応を適切に行うよう努める。	
⑦国からの情報提供を得て、国が行うワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について、市民及び関係機関等に対し積極的に情報提供を行う。	情報班 福祉班
⑧接種会場における感染を予防するため、発熱等の症状を呈している等予防接種不适当者が、接種会場に赴かないよう広報等にて注意喚起する。	

5. 医療

（1）府の対策への協力

市の具体的対策	担当班
海外発生期に引き続き、府からの要請に応じて、医療対策等に適宜協力する。	福祉班

府

<医療に関する府の対策>

ア．医療体制の整備

発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有するものに係る、帰国者・接触者外来における診療体制や帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続する。

患者等が増加してきた段階においては、国からの要請を踏まえ、府有識者会議等の意見を聞き、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。

イ．患者への対応等

①国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては、原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。

②必要と判断した場合に、府は保健環境研究所及び中丹西保健所において、京都市は衛生環境研究所において、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。

③医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露したものには、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。

なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

ウ．医療機関等への情報提供

引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

エ．抗インフルエンザウイルス薬の備蓄等

①府内感染期に備え、引き続き、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。

②引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。

オ．医療機関・薬局における警戒活動

医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

カ．緊急事態宣言がされている場合の措置

府域において、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、医療機関及び医薬品又は医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じる。

6. 市民生活及び市民経済の安定の確保

（１）事業者への対応

市の具体的対策	担当班
府等からの要請に応じ、商工会議所等と連携し、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策について周知するとともに、職場における感染予防策について周知する。	産業班

（２）要援護者への生活支援

市の具体的対策	担当班
①地域の関係機関及び関係団体等協力を得ながら、要援護者の安否確認と支援ニーズの把握に努め、必要に応じて、医療機関や福祉サービス事業所等に相談、連絡をすることにより、介護・訪問診療・食事提供等のサービス等の生活支援につなげていくよう要請する。	福祉班
②要援護者が生活に必要な物資等が調達できない場合に備え、必要に応じて調達できるよう、調達体制の整備を行う。	調達班
③新型インフルエンザ等感染症の患者の搬送体制の整備を行う。	消防班

＜本市で患者が発生した場合＞	
①福祉サービス利用者が、必要なサービスを引き続き受けられるよう、介護・福祉サービス事業者に対し、訪問サービス等の事業維持を要請する。	福祉班
②要援護者に対し、必要に応じて医療機関、福祉サービス事業所等に相談・連絡をとり、介護・訪問診療・食事提供等のサービス等の生活支援につなげていくよう要請する。	
③新型インフルエンザに罹患した在宅療養者等で、支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び府と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）等を行う。	消防班 福祉班
④要援護者が生活に必要な不可欠な物資等が調達できない場合は、必要に応じて調達できるよう支援を行う。	調達班

（３）市民・事業者への呼びかけ

市の具体的対策	担当班
①府等からの要請に応じ、市民・市内の事業者への対応の取組等に適宜協力する。	福祉班 産業班
②府等と連携して、市民に対し、食料品・生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかける。	情報班 福祉班

府

府民に対し、食料品・生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、府内事業者に対しても、食料品・生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないように要請する。

（４）人権への配慮

市の具体的対策	担当班
特定の地域や学校、幼稚園、保育所（園）、職場等に感染者が集中した場合には、個人・学校等・地域を誹謗中傷するようなことが発生しないよう、関係機関との連携のもと、十分に配慮する。	情報班 全班

（５）風評被害への配慮

市の具体的対策	担当班
関係団体等と相互に連携を図り、風評による被害を抑えるよう対策を検討する。	産業班

（６）上下水道の機能維持

市の具体的対策	担当班
上下水道施設の機能維持を図る。	上水道班 下水道班

（７）遺体の火葬・安置

市の具体的対策	担当班
火葬場の稼働を確保するため、府及び近隣の市町、医療機関、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者等と連携して、円滑な火葬が実施できるように努める。	生活環境班
＜本市で患者が発生した場合＞	
死亡者が増加し、火葬場の火葬能力を超えることが明らかとなった場合には、臨時遺体安置所の速やかな設置に向けて調整し、遺体の保存を適切に行う環境を整備する。	福祉班 生活環境班

緊急事態宣言後

1. 実施体制

（1）庁内体制の強化

市の具体的対策	担当班
①速やかに、市長を本部長とする市対策本部を設置し、国の基本的対処方針、府行動計画及び本市行動計画に基づき、必要な対応方針を決定する。	市対策本部
②業務継続計画等に基づき、庁内における重要業務の継続や、不要不急の業務の縮小及び感染拡大防止策の基本対処方針を決定する。	
③全庁的な情報共有及び連携・協力体制を強化する。	全班

（2）関係機関との連携強化

市の具体的対策	担当班
①政府及び府対策本部や関係機関等との連携を強化し、情報収集及び情報共有の強化を図る。	全班
②政府及び府の対策本部等から出される基本的対処方針や指示等の情報を、地域における関係機関等と、積極的に情報共有を図り、必要に応じて個別に協議の場を設定する。	

2. サーベイランス・情報収集

（1）情報収集

市の具体的対策	担当班
①国、府及び関係機関等を通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報収集を強化するとともに、新型インフルエンザ等の情報の集約・整理を行う。	市対策本部

国内発生早期（緊急事態宣言後）

②市内の発生状況について把握した情報及び、市民からの問い合わせの内容を集約し、再度の情報提供に反映させるとともに、必要に応じて国及び府に報告を行い、必要な情報収集を積極的に行う。	総務班 福祉班
③政府及び府対策本部と連携し、学校、幼稚園、保育所（園）、福祉施設等、市内の関係機関の発生状況をできる限り早期に把握する体制を強化する。	福祉班 教育班

3. 情報提供・共有

（1）市民

市の具体的対策	担当班
①府等と連携して、市民に対し、緊急事態宣言が出されたことや、国内及び近隣の発生状況、具体的な感染予防策等の情報提供を積極的に行い、注意喚起する。また、感染が疑われた場合の対応（受診の方法等）について周知する。	情報班 福祉班
②情報入手が困難なことが想定される高齢者、外国人・障害のある人等に配慮し、あらゆる媒体を用いて、感染予防策や必要な対応等の情報提供を行う。	全班
③特に、要介護者や一人暮らし高齢者、障害のある人等に対しては、民生委員や、地域の福祉サービス事業者等の関係機関と連携し、必要な情報が行きとどくよう努める。	福祉班
④情報提供にあたっては、感染者の氏名や住所等個人の特定につながる恐れのある個人情報及び人権について十分に配慮し、市民の生命や生活、市民経済等に多大な影響を及ぼすおそれがある発生状況等については、情報の公益性に留意して情報提供を行う。	全班

（２）関係機関

市の具体的対策	担当班
①政府及び府対策本部や関係機関等と、速やかな双方の情報共有が行われるよう、体制を強化する。	市対策本部
②新型インフルエンザ等の情報の集約・整理を適宜に行い、情報提供が適切に行われるよう、情報を整理して関係各課へ提供する。	
③緊急事態宣言前に引き続き、国、府及び関係機関等とのインターネット等を活用した速やかかつ双方向の、最新の情報を共有することを強化し、対策の方針を伝達するとともに、関係機関との連携強化を図る。	全班

（３）相談窓口の体制充実・強化

市の具体的対策	担当班
市民及び関係機関等からの相談窓口を、市対策本部内に統合し、市対策本部内に、新型インフルエンザ等専用相談窓口を設置し、相談窓口体制の充実と強化を図る。	総務班 情報班 福祉班

４．予防・まん延防止

（１）まん延防止に関する市の対策

市の具体的対策	担当班
①政府及び府対策本部から、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、時差出勤の実施等の基本的な感染予防策の徹底について要請があった場合、あらゆる媒体を用いて積極的に市民に広報を行う。その際には、高齢者、外国人・障害のある人等への広報への配慮を適切に行う。	情報班 福祉班 教育班 産業班
②特措法第 45 条第 1 項に基づき、政府及び府対策本部から住民に対する外出自粛の要請があった場合、市民に対しできる限り早く周知徹底を図る。	情報班 福祉班

③特措法第 45 条第 2 項の規定により、政府及び府より施設の使用制限の要請があった場合には、本市が設置する学校・幼稚園・保育所（園）・福祉施設等において、要請の内容に基づき、臨時休業や入学試験の延期、大規模集会の自粛等の措置を行う。	福祉班 教育班 産業班
④府等と連携して、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。	福祉班
⑤府等と連携し、公共交通機関、観光施設等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ等、適切な感染予防対策を講じるよう要請する。	建設班 産業班
⑥市民への感染予防策及びまん延の防止のため、市民と接することが多い市職員等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い等を励行する。 また、市職員等の健康管理、受診状況の把握を適切に行い、新型インフルエンザ等の感染が疑われる場合は、適切に受診勧奨を行い、職場に報告するよう指導するとともに、感染予防策として必要な期間、感染予防のための措置を講ずる。	総務班

府

（２）まん延防止に関する府の対策

府域において緊急事態宣言がされている場合には、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じて、次のとおり対策を行う。

- ①特措法第 45 条第 1 項の規定により、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、感染拡大防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、都道府県内のブロック単位）とすることが考えられる。
- ②特措法第 45 条第 2 項の規定により、学校、保育所等（新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成 25 年政令第 122 号。以下「特措法施行令」という。）第 11 条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、府民の生命・健康の保護、府民生活・府民経済の混乱を回避するため特に必要

があると認めるときに限り、府は、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。

③要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

④特措法第 24 条第 9 項の規定により、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項の規定により、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、府民の生命・健康の保護、府民生活・府民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。

⑤特措法第 45 条第 4 項の規定により、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

⑥国の水際対策が継続される場合、引き続きそれに協力する。

（３）予防接種

ア．特定接種

市の具体的対策	担当班
①国の基本的対処方針を踏まえ、ワクチンが確保され次第、国の予防接種に関するガイドラインに示された特定接種の対象となり得る本市職員及び市議会議員に対する特定接種を、本人の同意を得て接種を推進する。	総務班
②具体的な特定接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、国及び府の相談窓口の連絡先等、接種に必要な情報を、国から収集し、接種対象者に情報提供する。	総務班 福祉班
③登録事業者に対する特定接種について、国・府より要請があった場合は、接種体制の構築等に適宜協力する。	

イ．住民接種

市の具体的対策	担当班
①国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する「住民に対する予防接種（臨時接種）」を実施する。	福祉班
②接種に対しては、体制が整い次第、市民に速やかに周知し、地区医師会等の関係者の協力を得て、原則として、市に居住する者を対象に集団的接種を行うが、対象者数の増加に伴い、医療機関での一斉接種や個別接種あるいはそれぞれの組み合わせ等、円滑な予防接種体制を検討する。 ただし、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。	福祉班
③国及び府からの通知等により、低所得者等に対する接種料金の補助等、接種必要者が適切に接種できるように努める。	
④ワクチンによる副反応について、適切に市民に情報提供するとともに、接種後に起こった副反応については、情報収集に努める。	
⑤実施する前には、予防接種健康被害時における救済制度の広報について、市民に周知し、該当者への対応を適切に行うよう努める。	情報班 福祉班
⑥新型インフルエンザ等の流行に対する、市民の不安が高まり、ワクチンの需要が高い一方、当初はワクチンの供給が限られることが想定されるため、接種の目的や優先接種の意義、接種時期や方法等、市民及び関係機関等に対し、できる限り分かりやすく情報提供を行うよう努める。	
⑦接種会場における感染を予防するため、発熱等の症状を呈している等予防接種不適合者が、接種会場に赴かないよう広報等にて注意喚起する。	

5. 医療

（１）府の対策への協力

市の具体的対策	担当班
府からの要請に応じて、医療対策等に適宜協力する。	福祉班

6. 市民生活及び市民経済の安定の確保

（１）事業者への対応

市の具体的対策	担当班
府等からの要請に応じ、商工会議所等と連携し、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策について周知する。	産業班

府

府域において緊急事態宣言がされている場合には、上記の緊急事態宣言前の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行うとしている。

- ①指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに府民生活及び府民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。
- ②電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- ③水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である府、市町村、指定（地方）公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- ④運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、感染拡大防止の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

- ⑤電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染拡大防止策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。
- ⑥郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。
- ⑦事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、府民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。
- ⑧緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。
- ⑨緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。
- ⑩正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

（２）要援護者への生活支援

市の具体的対策	担当班
①地域の関係機関及び関係団体等協力を得ながら、要援護者の安否確認と支援ニーズの把握に努め、必要に応じて医療機関、福祉サービス事業所等に相談・連絡をすることにより、介護・訪問診療・食事提供等のサービス等の生活支援につなげていくよう要請する。	福祉班
②福祉サービス利用者が、必要なサービスを引き続き受けられるよう、介護・福祉サービス事業者に対し、訪問サービス等の事業維持を要請する。	
③必要に応じて医療機関、福祉サービス事業所等に相談・連絡をとり、要援護者が必要とする介護・訪問診療・食事提供等のサービス等の生活支援につなげていくよう要請する。	
④特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所（園）等の社会福祉施設（通所又は短期入所系サービスに限る）の使用制限について、府より要請があった場合、利用者に対し協力を求めるとともに、保護者の休暇取得等に配慮するよう企業や事業所等に対し協力を要請する。	福祉班 教育班

⑤特措法第 45 条第 2 項に基づき、老人福祉施設及び障害者福祉施設等の社会福祉施設（通所・短期入所系サービスに限る。）の使用制限について、府より要請があった場合、施設サービス利用者が訪問介護等の代替サービスを受けられるよう、関係団体等と調整を行う。	福祉班
⑥新型インフルエンザに罹患した在宅療養者等で、支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び府と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）等を行う。	福祉班 消防班
⑦近隣の市町と連携し、新型インフルエンザ等感染症の患者の搬送体制の円滑な実施を図る。	消防班
⑧要援護者が生活に必要な不可欠な物資等が調達できない場合は、必要に応じて調達できるよう支援を行う。	調達班

（３）市民・事業者への呼びかけ

市の具体的対策	担当班
府等からの要請に応じ、市民・市内の事業者への対応の取組等に適宜協力する。	産業班

（４）人権への配慮

市の具体的対策	担当班
特定の地域や学校、幼稚園、保育所（園）、職場等に感染者が集中した場合には、個人・学校等・地域を誹謗中傷するようなことが発生しないよう、関係機関との連携のもと、十分に配慮する。	情報班 全班

（５）風評被害への配慮

市の具体的対策	担当班
関係団体等と相互に連携を図り、風評による被害を抑えるよう対策を検討する。	産業班

（６）上下水道の機能維持

市の具体的対策	担当班
消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。	上水道班 下水道班

（７）遺体の火葬・安置

市の具体的対策	担当班
①火葬場の稼働を確保するため、府及び近隣の市町、医療機関、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者等と連携して、円滑な火葬が実施できるように努める。	生活環境班
②死亡者が増加し、火葬場の火葬能力を超えることが明らかとなった場合には、臨時遺体安置所の速やかな設置に向けて調整し、遺体の保存を適切に行う環境を整備する。	福祉班

府

（８）生活関連物資等の価格の安定等

府は、府民生活及び府民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、府民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

（９）犯罪の予防・取締り

府は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

国内感染期

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

< 府内未発生期 >

○府内及び市内で、新型インフルエンザ等の患者が未発生な状態

< 府内発生期 >

○府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、市内で未発生な状態

○府内及び市内で新型インフルエンザ等の患者が発生している状態

目的：

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。

対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は実施する。
- 2) 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、地域ごとに実施すべき対策の判断を行う。
- 3) 市内発生の有無に関わらず、府内で新型インフルエンザ等の患者が発生した段階で、市対策本部へ移行し、市民への感染拡大防止にむけて全庁体制で対応する。
- 4) 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 5) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 6) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- 7) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。

国内感染期

- 8) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- 9) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

国及び府の動き：

- 1) 国は、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、国内感染期に入った旨及び国内感染期の対処方針を公表する。
- 2) 緊急事態宣言がされている場合で、地方公共団体が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合、特措法第 38 条及び第 39 条に基づき、他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

緊急事態宣言前

1. 実施体制

（1）庁内体制の強化

市の具体的対策	担当班
①市警戒本部（2号配備）に移行し、全庁的な体制に強化する。	市警戒本部
②庁内関係課等との連携を積極的に図り、府内発生又は緊急事態宣言後に備えた体制の整備を行う。	全班
＜府内で患者が発生した場合＞	
市対策本部を設置して対応方針を検討し、全庁的な情報共有及び連携・協力体制を強化する。	市対策本部

（2）関係機関との連携強化

市の具体的対策	担当班
政府及び府対策本部等から出される基本的対処方針や指示等について、地域における関係機関等と、積極的に情報共有を図る。	市警戒本部
＜府内で患者が発生した場合＞	
①政府及び府対策本部等と連携を強化し、積極的に情報収集及び情報共有を図る。	全班
②政府及び府対策本部等から出される基本的対処方針や指示等の情報を、地域における関係機関と、積極的に情報共有を図り、必要に応じて個別に協議の場を設定する。	

2. サーベイランス・情報収集

（1）情報収集

市の具体的対策	担当班
①国内発生早期に引き続き、国、府及び関係機関等を通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報収集を強化するとともに、新型インフルエンザ等の情報の集約・整理を行う。	市警戒本部
②政府及び府対策本部と連携し、学校、幼稚園、保育所（園）、福祉施設等、市内の関係機関の発生状況をできる限り早期に把握する体制を強化する。	福祉班 教育班
＜府内で患者が発生した場合＞	
①国、府及び関係機関等を通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報収集を強化するとともに、新型インフルエンザ等の情報の集約・整理を行う。	市対策本部
②府内の発生状況について把握した情報及び、市民からの問い合わせの内容を集約し、再度の情報提供に反映させるとともに、必要に応じて国及び府に報告を行い、必要な情報収集を積極的に行う。	総務班 情報班

府

（2）サーベイランス・情報収集における府の対策

全国での患者数が数百人程度に増加した段階では、新型インフルエンザ等患者等の全数把握については、次のとおり対応する。また、学校等における集団発生の把握の強化については、国の決定に従い、通常のサーベイランスに戻す。

＜府内未発生期、府内発生早期の対応＞

①引き続き、新型インフルエンザ等患者の全数把握を実施する。

＜府内感染期における対応＞

①新型インフルエンザ等患者の全数把握は中止し、通常のサーベイランスを継続する。

②引き続き、府内の発生状況をできる限り速やかに把握し、国に対して、発生状況を速やかに報告し、連携しながら必要な対策を実施する。

3. 情報提供・共有

（1）市民

市の具体的対策	担当班
①府等と連携して、市民に対し、国内及び近隣の発生状況や具体的な対策等を、あらゆる媒体を用いて、できる限り速やかに情報提供し、注意喚起する。	情報班 福祉班
②特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校、幼稚園、保育所（園）等や職場での感染防止策についての情報を適切に提供する。	情報班 福祉班 教育班
③情報入手が困難なことが想定される高齢者、外国人・障害のある人等に配慮し、分かりやすい情報提供を行うように努める。	全班
＜府内で患者が発生した場合＞	
①特に、要介護者や一人暮らし高齢者、障害のある人等に対しては、民生委員や、地域の福祉サービス事業者等の関係機関と連携し、必要な情報が行きとどくよう努める。	福祉班
②情報提供にあたっては、感染者の氏名や住所等個人の特定につながる恐れのある個人情報及び人権について十分に配慮し、市民の生命や生活、市民経済等に多大な影響を及ぼすおそれがある発生状況等については、情報の公益性に留意して情報提供を行う。	全班

（2）関係機関

市の具体的対策	担当班
国、府及び関係機関等とのインターネット等を活用した速やかかつ双方向の情報共有を強化し、最新の情報の把握に努め、関係機関等との連携を図る。	市警戒本部

＜府内で患者が発生した場合＞	
①政府及び府対策本部や関係機関等と、速やかな双方の情報共有が行われるよう、体制を強化する。	市対策本部
②新型インフルエンザ等の情報の集約・整理を適切に行い、情報提供が適切に行われるよう、情報を整理して関係班へ提供する。	
③国、府及び関係機関等とのインターネット等を活用した速やかかつ双方向の、最新の情報を共有することを継続し、対策の方針を伝達するとともに、関係機関との適切な連携を図る。	全班

（３）相談窓口の継続と強化

市の具体的対策	担当班
①国内発生早期に引き続き、健康長寿部内に相談窓口を設置し、相談体制の強化を図るとともに、国が配布する最新の Q&A や情報等に基づき、市民や関係機関からの相談の充実を図る。	福祉班
②市民からの問い合わせを適宜集約し、必要に応じて府等へ報告するとともに、市民が必要とする情報を精査して次の情報提供に反映する。	市警戒本部
＜府内で患者が発生した場合＞	
政府及び府対策本部と連携し、市対策本部内に新型インフルエンザ等相談窓口を設置し、市民や関係機関からの相談窓口体制の充実と強化を図る。	総務班 情報班 福祉班

4. 予防・まん延防止

（１）まん延防止に関する市の対策

市の具体的対策	担当班
①市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。	情報班 福祉班 産業班
②学校、幼稚園、保育所（園）、福祉施設、公共施設、事業所等に対し、職場における感染予防策の徹底を要請する。 また、職員等の健康管理、受診状況の把握を指導し、新型インフルエンザ等の感染が疑われる場合は、適切に受診勧奨を行うよう依頼する。	福祉班 教育班 産業班
③学校、幼稚園、保育所（園）、福祉施設等の利用者に対し、健康管理、受診状況の適宜把握を勧奨し、新型インフルエンザ等の早期発見に努めるよう依頼する。	福祉班 教育班
④府等と連携して、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。	福祉班
⑤府等と連携して、公共交通機関、観光施設等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ等適切な感染予防策を講じるよう要請する。	建設班 産業班
⑥市民への感染予防策及びまん延の防止のため、市民と接することが多い市職員等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い等を励行する。 また、市職員等の健康管理、受診状況の把握を適切に行い、新型インフルエンザ等の感染が疑われる場合は、適切に受診勧奨を行い、職場に報告するよう指導するとともに、感染予防策として必要な期間、感染予防のための措置を講ずる。	総務班
<府内で患者が発生した場合>	
①政府及び府対策本部から、基本的な感染予防策の徹底について要請があった場合、あらゆる媒体を用いて積極的に市民に広報を行う。その際には、高齢者、外国人・障害のある人等への広報への配慮を適切に行う。	総務班 情報班 福祉班 産業班

＜府内で患者が発生した場合＞	
②ウイルスの病原性等の状況に応じて、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を実施する。	教育班
③府等と連携して、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。	福祉班
④府等と連携し、公共交通機関、観光施設等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ等、適切な感染予防対策を講ずるよう要請する。	建設班 産業班

府

（２）まん延防止に関する府の対策

- ①業界団体等を経由し又は直接、住民、府内事業者等に対して次の要請を行う。
 - 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
 - 事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請する。
 - ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
 - 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ②市町村や関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう引き続き要請する。
- ③府内感染期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）を中止する。
- ④検疫の強化については、病原体の病原性や感染力、海外の状況、国内の状況等を踏まえ、合理性が認められなくなったと国が判断した場合には、その指示に従う。

（３）予防接種

ア．特定接種

市の具体的対策	担当班
①国の基本的対処方針を踏まえ、ワクチンが確保され次第、国の予防接種に関するガイドラインに示された特定接種の対象となり得る本市職員及び市議会議員に対する特定接種を、本人の同意を得て接種を推進するとともに、接種に必要な情報を、国から収集し、接種対象者に情報提供する。	総務班
②具体的な特定接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、国及び府の相談窓口の連絡先等、接種に必要な情報を、国から収集し、接種対象者に情報提供する。	総務班 福祉班
③登録事業者に対する特定接種について、国・府より要請があった場合は、接種体制の構築等に適宜協力する。	

イ．住民接種

市の具体的対策	担当班
①国の基本対処方針に基づき、予防接種法第６条第３項に基づいて実施する接種（新臨時接種）を進める。	福祉班
②接種に対しては、原則として、市に居住する者を対象に集団的接種を行うが、対象者数の増加に伴い、医療機関での一斉接種や個別接種あるいはそれぞれの組み合わせ等、円滑な予防接種体制を検討する。 ただし、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。	
③国及び府からの通知等により、低所得者等に対する接種料金の補助等、接種必要者が適切に接種できるように努める。	
④ワクチンによる副反応について、適切に市民に情報提供するとともに、接種後に起こった副反応については情報を集約し、適切に国及び府に報告をする。	
⑤予防接種健康被害時における救済制度の広報について、市民に周知し、該当者への対応を適切に行うよう努める。	

⑥新型インフルエンザ等の流行に対する、市民の不安が高まり、ワクチンの需要が高い一方、当初はワクチンの供給に限られることが想定されるため、接種の目的や優先接種の意義、接種時期や方法等、市民及び関係機関等に対し、できる限り分かりやすく情報提供を行うよう努める。	情報班 福祉班
⑦接種会場における感染を予防するため、発熱等の症状を呈している等予防接種不適合者が、接種会場に赴かないよう広報等にて注意喚起する。	

5. 医療

（1）府の対策への協力

市の具体的対策	担当班
府からの要請に応じて、医療対策等に適宜協力する。	福祉班

府

<医療に関する府の対策>

ア．患者への対応等

【府内未発生期、府内発生早期における対応】

- ①引き続き、帰国者・接触者外来における診療、患者の入院措置等を実施する。
- ②必要が生じた際には、感染症法に基づく入院措置を中止し、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制とする。

【府内感染期における対応】

- ①帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うよう関係機関に要請する。
- ②入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。
- ③入院治療は、新型インフルエンザの診療を行わないこととしている医療機関を除き、全ての入院医療機関において行う。
ただし、重度の肺炎や呼吸機能の低下を認める高度な医療が必要な重症患者につい

ては、原則として協力医療機関で入院治療を行うよう要請する。

- ④医療機関に対し、患者の治療を優先するため、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、国が効果を評価し、継続の有無を決定するのを待って判断する。
- ⑤医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて国が示す対応方針を周知する。
- ⑥医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。

イ．医療機関等への情報提供

引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

ウ．抗インフルエンザウイルス薬の備蓄等

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行い、また、各都道府県の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、府が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を、府が指定する医薬品卸売販売業者を通じて、帰国者・接触者外来及び協力医療機関に優先的に配分する。なお、必要であれば国備蓄分の配分を要請する。

エ．医療機関・薬局における警戒活動

引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

オ．緊急事態宣言がされている場合の措置

府域において、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ①医療機関及び医薬品又は医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じる。
- ②府は、京都市及び国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面

を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

6. 市民生活及び市民経済の安定の確保

（1）事業者への対応

市の具体的対策	担当班
府等からの要請に応じ、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策について周知する。	産業班

（2）要援護者への生活支援

市の具体的対策	担当班
①地域の関係機関及び関係団体等協力を得ながら、要援護者の安否確認と支援ニーズの把握に努める。	福祉班
②福祉サービス利用者が、必要なサービスを引き続き受けられるよう、介護・福祉サービス事業者に対し、訪問サービス等の事業維持を要請する。	
③近隣の市町と連携し、新型インフルエンザ等感染症の患者の搬送体制の充実を図る。	消防班

＜府内で患者が発生した場合＞	
①福祉サービス利用者が、必要なサービスを引き続き受けられるよう、介護・福祉サービス事業者に対し、訪問サービス等の事業維持を引き続き要請する。	福祉班
②要援護者に対し、必要に応じて医療機関、福祉サービス事業所等に相談・連絡をとり、介護・訪問診療・食事提供等のサービス等の生活支援につなげていくよう要請する。	
③新型インフルエンザに罹患した在宅療養者等で、支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び府と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。	消防班 福祉班
④食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、要援護者等の需要拡大に応じて、関係機関及び関係団体等へ、生活支援（食事の提供、生活必需品の配送等）に係る協力要請及び総合調整を行う。	総務班 福祉班 調達班

（３）市民・事業者への呼びかけ

市の具体的対策	担当班
府等からの要請に応じ、市民・市内の事業者への対応の取組等に適宜協力する。	産業班

（４）人権への配慮

市の具体的対策	担当班
特定の地域や学校、幼稚園、保育所（園）、職場等に感染者が集中した場合には、個人・学校等・地域を誹謗中傷するようなことが発生しないよう、関係機関との連携のもと、十分に配慮する。	情報班 全班

（５）風評被害への配慮

市の具体的対策	担当班
関係団体等と相互に連携を図り、風評による被害を抑えるよう対策を検討する。	産業班

（６）上下水道の機能維持

市の具体的対策	担当班
上下水道施設の機能維持を図る。	上水道班 下水道班

（７）新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等

市の具体的対策	担当班
国が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別の措置に関する法律に基づく措置の必要性を検討し、必要な場合には、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち、新型インフルエンザ等緊急事態に対し、適応すべきものを指定した場合には、市対策本部での協議を得て、適切に対応する。	全班

（８）遺体の火葬・安置

市の具体的対策	担当班
火葬場の稼働を確保するため、府及び近隣の市町、医療機関、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者等と連携して、円滑な火葬が実施できるように努める。	生活環境班

＜府内で患者が発生した場合＞	
①府等と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、市の区域内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他の市町村及び都道府県に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。	生活環境班
②死亡者が増加し、火葬場の火葬能力を超えることが明らかとなった場合には、臨時遺体安置所を直ちに確保し、遺体の保存を適切に行うよう、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。	福祉班
③万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について措置を講ずるとともに、府より火葬場能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるように努める。	福祉班 生活環境班

府

（９）新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

府は、新型インフルエンザがまん延し、中小企業等の業者の経営の安定に必要だと考えられる場合に、金融機関等に対し、特別な融資を実施するなど実情に応じ適切な措置を講ずるよう要請する。

緊急事態宣言後

1. 実施体制

（１）庁内体制の強化

市の具体的対策	担当班
①速やかに、市長を本部長とする市対策本部を設置し、国の基本的対処方針、府行動計画及び本市行動計画に基づき、必要な対応方針を決定する。	市対策本部
②業務継続計画等に基づき、庁内における重要業務の継続や、不要不急の業務の縮小及び感染拡大防止策の基本対処方針を決定する。	
③全庁的な情報共有及び連携・協力体制を強化する。	全班

（２）関係機関との連携強化

市の具体的対策	担当班
①政府及び府対策本部や関係機関等との連携を強化し、情報収集及び情報共有の強化を図る。	全班
②国及び府の対策本部等から出される基本的対処方針や指示等の情報を、地域における関係機関等と、積極的に情報共有を図り、必要に応じて個別に協議の場を設定する。	
③新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく府知事・他の市町村長への応援の要請等の活用を行う。	

2. サーベイランス・情報収集

（1）情報収集

市の具体的対策	担当班
①国、府及び関係機関等を通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報収集を強化するとともに、新型インフルエンザ等の情報の集約・整理を行う。	市対策本部
②政府及び府対策本部と連携し、学校、幼稚園、保育所（園）、福祉施設等、市内の関係機関の発生状況をできる限り早期に把握する体制を強化する。	福祉班 教育班

3. 情報提供・共有

（1）市民

市の具体的対策	担当班
①府等と連携して、市民に対し、緊急事態宣言が出されたことや、国内及び近隣の発生状況、具体的な感染予防策等の情報提供を積極的に行い、注意喚起する。また、感染が疑われた場合の対応（受診の方法等）について周知する。	情報班 福祉班
②情報入手が困難なことが想定される高齢者、外国人・障害のある人等に配慮し、あらゆる媒体を用いて、感染予防策や必要な対応等の情報提供を行う。	全班
③特に、要介護者や一人暮らし高齢者、障害のある人等に対しては、民生委員や、地域の福祉サービス事業者等の関係機関と連携し、必要な情報が行き渡るよう努める。	福祉班
④情報提供にあたっては、感染者の氏名や住所等個人の特定につながる恐れのある個人情報及び人権について十分に配慮し、市民の生命や生活、市民経済等に多大な影響を及ぼすおそれがある発生状況等については、情報の公益性に留意して情報提供を行う。	全班

国内感染期（緊急事態宣言後）

（２）関係機関

市の具体的対策	担当班
①政府及び府対策本部や関係機関等と、速やかな双方の情報共有が行われるよう、体制を強化する。	市対策本部
②新型インフルエンザ等の情報の集約・整理を適宜行い、情報提供が適切に行われるよう、情報を整理して関係班へ提供する。	
③緊急事態宣言前に引き続き、国、府及び関係機関等とのインターネット等を活用した速やかかつ双方向の情報共有を強化し、最新の情報の把握に努め、関係機関との連携強化を図る。	全班

（３）相談窓口の体制充実・強化

市の具体的対策	担当班
市民及び関係機関等からの相談窓口を、市対策本部内に統合し、市対策本部内に、新型インフルエンザ等専用相談窓口を設置し、相談窓口体制の充実と強化を図る。	総務班 情報班 福祉班

４．予防・まん延防止

（１）まん延防止に関する市の対策

市の具体的対策	担当班
①政府及び府対策本部から、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、時差出勤の実施等の基本的な感染予防策の徹底について要請があった場合、あらゆる媒体を用いて積極的に市民に広報を行う。その際には、高齢者、外国人・障害のある人等への広報への配慮を適切に行う。	情報班 福祉班 教育班 産業班
②特措法第 45 条第 1 項に基づき、政府及び府対策本部から住民に対する外出自粛の要請があった場合、市民に対しできる限り早く周知徹底を図る。	情報班 福祉班

③特措法第 45 条第 2 項の規定により、政府及び府より施設の使用制限の要請があった場合には、本市が設置する学校・幼稚園・保育所（園）・福祉施設等において、要請の内容に基づき、臨時休業や入学試験の延期、大規模集会の自粛等の措置を行う。	福祉班 教育班 産業班
④府等と連携して、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。	福祉班
⑤府等と連携し、公共交通機関、観光施設等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ等、適切な感染予防対策を講じるよう要請する。	建設班 産業班
⑥市民への感染予防策及びまん延の防止のため、市民と接することが多い市職員等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い等を励行する。 また、市職員等の健康管理、受診状況の把握を適切に行い、新型インフルエンザ等の感染が疑われる場合は、適切に受診勧奨を行い、職場に報告するよう指導するとともに、感染予防策として必要な期間、感染予防のための措置を講ずる。	総務班

府

（２）まん延防止に関する府の対策

府域において、緊急事態宣言がされている場合には、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じて、次のとおり対策を行う。

①新型インフルエンザ等緊急事態においては、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

○特措法第 45 条第 1 項の規定により、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。

○特措法第 45 条第 2 項の規定により、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、府民の生命・健康の保護、府民生活・府民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項の規定により、指示を行う。要請・指示を行った際には、特措法第 45 条第 4 項により、その施設名を公表する。

○特措法第 24 条第 9 項の規定により、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項の規定により、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、府民の生命・健康の保護、府民生活・府民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。府は、特措法第 45 条第 4 項の規定により、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

（３）予防接種

ア．特定接種

市の具体的対策	担当班
①国の基本的対処方針を踏まえ、ワクチンが確保され次第、国の予防接種に関するガイドラインに示された特定接種の対象となり得る本市職員及び市議会議員に対する特定接種を、本人の同意を得て接種を推進する。	総務班
②具体的な特定接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、国及び府の相談窓口の連絡先等、接種に必要な情報を、国から収集し、接種対象者に情報提供する。	総務班 情報班 福祉班
③登録事業者に対する特定接種について、国・府より要請があった場合は、接種体制の構築等に適宜協力する。	福祉班

イ．住民接種

市の具体的対策	担当班
①国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する「住民に対する予防接種（臨時接種）」を実施する。	福祉班

②接種に対しては、原則として、市に居住する者を対象に集団的接種を行うが、対象者数の増加に伴い、医療機関での一斉接種や個別接種あるいはそれぞれの組み合わせ等、円滑な予防接種体制を検討する。 ただし、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。	福祉班
③国及び府からの通知等により、低所得者等に対する接種料金の補助等、接種必要者が適切に接種できるように努める。	
④ワクチンによる副反応について、適切に市民に情報提供するとともに、接種後に起こった副反応については情報を集約し、適切に国及び府に報告をする。	
⑤予防接種健康被害時における救済制度の広報について、市民に周知し、該当者への対応を適切に行うよう努める。	
⑥新型インフルエンザ等の流行に対する、市民の不安が高まり、ワクチンの需要が高い一方、当初はワクチンの供給が限られることが想定されるため、接種の目的や優先接種の意義、接種時期や方法等、市民及び関係機関等に対し、できる限り分かりやすく情報提供を行うよう努める。	情報班 福祉班
⑦接種会場における感染を予防するため、発熱等の症状を呈している等予防接種不相当者が、接種会場に赴かないよう広報等にて注意喚起する。	

5. 医療

（１）府の対策への協力

市の具体的対策	担当班
府からの要請に応じて、医療対策等に適宜協力する。	福祉班

6. 市民生活及び市民経済の安定の確保

（１）事業者への対応

市の具体的対策	担当班
府等からの要請に応じ、商工会議所等と連携し、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策について周知する。	産業班

（２）要援護者への生活支援

市の具体的対策	担当班
①地域の関係機関及び関係団体等協力を得ながら、要援護者の安否確認と支援ニーズの把握に努める。	福祉班
②福祉サービス利用者が、必要なサービスを引き続き受けられるよう、介護・福祉サービス事業者に対し、訪問サービス等の事業維持を要請する。	
③必要に応じて医療機関、福祉サービス事業所等に相談・連絡をとり、要援護者が必要とする介護・訪問診療・食事提供等のサービス等の生活支援につなげていくよう要請する。	
④特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所（園）等の社会福祉施設（通所又は短期入所系サービスに限る）の使用制限について、府より要請があった場合、利用者に対し協力を求めるとともに、保護者の休暇取得等に配慮するよう企業や事業所等に対し協力を要請する。	
⑤特措法第 45 条第 2 項に基づき、老人福祉施設及び障害者福祉施設等の社会福祉施設（通所・短期入所系サービスに限る。）の使用制限について、府より要請があった場合、施設サービス利用者が訪問介護等の代替サービスを受けられるよう、関係団体等と調整を行う。	消防班 福祉班
⑥新型インフルエンザにり患した在宅療養者等で、支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び府と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）等を行う。	

⑦近隣の市町と連携し、新型インフルエンザ等感染症の患者の搬送体制の充実を図る。	消防班
⑧食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、要援護者等の需要拡大に応じて、関係機関及び関係団体等へ、生活支援（食事の提供、生活必需品の配送等）に係る協力要請及び総合調整を行う。	総務班 福祉班 調達班

（３）市民・事業者への呼びかけ

市の具体的対策	担当班
①府等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性があることを市民に呼びかける。	情報班 産業班
②府等からの要請に応じ、市民・市内の事業者への対応の取組等に適宜協力する。	産業班

府

府民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。

府域において、緊急事態宣言がされている場合には、府は、必要に応じ、以下の対策を行う。

①登録事業者の業務の継続

指定（地方）公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。

②電気及びガス並びに水の安定供給

国内発生早期より引き続き、実施（国内発生早期の記載を参照）

③運送・通信・郵便の確保

国内発生早期より引き続き、実施（国内発生早期の記載を参照）

④サービス水準の低下への呼びかけ

府民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

（４）人権への配慮

市の具体的対策	担当班
特定の地域や学校、幼稚園、保育所（園）、職場等に感染者が集中した場合には、個人・学校等・地域を誹謗中傷するようなことが発生しないよう、関係機関との連携のもと、十分に配慮する。	情報班 全班

（５）風評被害への配慮

市の具体的対策	担当班
関係団体等と相互に連携を図り、風評による被害を抑えるよう対策を検討する。	産業班

（６）上下水道の機能維持

市の具体的対策	担当班
消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。	上水道班 下水道班

（７）新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等

市の具体的対策	担当班
国が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別の措置に関する法律に基づく措置の必要性を検討し、必要な場合には、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち、新型インフルエンザ等緊急事態に対し、適応すべきものを指定した場合には、市対策本部での協議を得て、適切に対応する。	全班

（８）生活関連物資等の価格の安定等

市の具体的対策	担当班
①府等と連携して、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への的確な情報提供に努める。	情報班 産業班
②市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。	
③府等と連携して、必要に応じて、生活関連物資等の価格が高騰したり、買占め及び売惜しみが生じないよう、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。	産業班

府

ア．府民生活及び府民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

イ．生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、府民への迅速かつ的確な情報提供に努めるとともに、必要に応じ、府民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

ウ．生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和四十八年法律第四十八号）、国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第二百一十一号）、物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）その他法令で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

（９）遺体の火葬・安置

市の具体的対策	担当班
①府等からの要請に応じて、国及び府と連携し、可能な限り火葬炉を稼働させる。	生活環境班
②府等と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、市の区域内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他の市町村及び都道府県に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。	
③死亡者が増加し、火葬場の火葬能力を超えることが明らかとなった場合には、臨時遺体安置所を直ちに確保し、遺体の保存を適切に行うよう、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。	福祉班
④万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について措置を講ずるとともに、府より火葬場能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるように努める。	福祉班 生活環境班
⑤さらに、新型インフルエンザ等緊急事態において、死亡者の数に火葬場の火葬能力が追いつかず、火葬を行うことが困難な状態にあり、火葬の実施までに長期間を要し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると府が認めたときは、府の要請に応じて、墓地等への一時的な埋葬などに対応する。	

小康期

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・ 大流行はいったん終息している状況。

< 市内未発生期 >

○ 府内及び市内で、新型インフルエンザ等の患者が終息した状態

○ 府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、市内で終息した状態

< 市内発生期 >

○ 市内で新型インフルエンザ等の患者が発生している状態

目的：市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

対策の考え方：

- 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について国民に情報提供する。
- 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

国及び府の動き

- 1) 国は、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、基本的対処方針を変更し、小康期に入った旨及び縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針を公示する。
- 2) 国は、緊急事態宣言措置の必要がなくなった場合は、解除宣言を行う。
- 3) 府は、政府対策本部が廃止された時は、速やかに府対策本部を廃止する。

緊急事態宣言中

1. 実施体制

（１）庁内体制の継続

市の具体的対策	担当班
国の基本的対処方針、府行動計画及び本市行動計画に基づき、必要な対応方針を適宜変更する。	市対策本部

（２）関係機関との連携維持

市の具体的対策	担当班
引き続き、政府及び府対策本部や関係機関等との連携を維持し、情報収集及び情報共有を図る。	全班

2. サーベイランス・情報収集

（１）情報収集

市の具体的対策	担当班
国、府及び関係機関を通じて、市内の発生状況について把握し、流行の第二波に備えて情報の収集を行う。	市対策本部

3. 情報提供・共有

（１）市民

市の具体的対策	担当班
引き続き、市民に対し、緊急事態宣言が出されていることや、国内及び近隣の発生状況、具体的な感染予防策等の情報提供を積極的に行い、注意喚起する。	情報班 福祉班

（２）関係機関

市の具体的対策	担当班
新型インフルエンザ等の情報の集約・整理を適宜行い、最新の情報提供が適切に行われるよう、情報を整理して関係班へ提供する。	市対策本部

（３）相談窓口の体制の維持

市の具体的対策	担当班
引き続き、市対策本部内に設置した新型インフルエンザ等専用相談窓口の維持を図る。	総務班 情報班 福祉班

４．予防・まん延防止

（１）まん延防止に関する市の対策

市の具体的対策	担当班
①流行の第二波に備え、引き続き、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の基本的な感染予防策の徹底について市民に広報を行う。	情報班 福祉班 教育班 産業班
②府等と連携し、公共交通機関、観光施設等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ等、適切な感染予防対策を引き続き講じるよう要請する。	建設班 産業班

（２）予防接種

ア．住民接種

市の具体的対策	担当班
①流行の第二波に備え、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に基づく「住民に対する予防接種（臨時接種）」を継続実施する。	福祉班
②府及び近隣の市町、保健所、地区医師会と連携し、接種者数の状況に応じて、予防接種体制の維持・変更を図る。	

5. 医療

（１）府の対策への協力

市の具体的対策	担当班
府からの要請に応じて、医療対策等に適宜協力する。	福祉班

府

<医療に関する府の対策>

ア．医療体制

新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。

イ．抗インフルエンザウイルス薬の備蓄等

①国において、国内外で得られた新型インフルエンザ等についての知見を整理し、適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を作成されれば、医療機関に周知する。

②流行の第二波に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。

6. 市民生活及び市民経済の安定の確保

（１）事業者への対応

市の具体的対策	担当班
引き続き、府等からの要請に応じ、商工会議所等と連携し、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策について周知する。	産業班

（２）要援護者への生活支援

市の具体的対策	担当班
①引き続き、要援護者の安否確認と支援ニーズの把握に努める。	福祉班

②食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、要援護者等の需要拡大に応じて、関係機関及び関係団体等へ、引き続き、生活支援（食事の提供、生活必需品の配送等）に係る協力要請及び総合調整を行う。	総務班 福祉班 調達班
---	-------------------

（３）市民・事業者への呼びかけ

市の具体的対策	担当班
①府等と連携して、サービス提供水準の回復が遅れる可能性があることを市民に呼びかける。	情報班 産業班
②府等からの要請に応じ、市民・市内の事業者への対応の取組等に適宜協力する。	産業班

（４）人権への配慮

市の具体的対策	担当班
特定の地域や学校、幼稚園、保育所（園）、職場等に感染者が集中した場合には、個人・学校等・地域を誹謗中傷するようなことが発生しないよう、関係機関との連携のもと、十分に配慮する。	情報班 全班

（５）風評被害への配慮

市の具体的対策	担当班
関係団体等と相互に連携を図り、風評による被害を抑えるよう対策を検討する。	産業班

（６）新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

市の具体的対策	担当班
国及び府と連携し、その指示を受けて、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止を行う。	全班

（７）上下水道の機能維持

市の具体的対策	担当班
引き続き、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。	上水道班 下水道班

（８）新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等

市の具体的対策	担当班
国が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別の措置に関する法律に基づく措置の必要性を検討し、必要な場合には、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち、新型インフルエンザ等緊急事態に対し、適応すべきものを指定した場合には、市対策本部での協議を得て、適切に対応する。	全班

（９）生活関連物資等の価格の安定等

市の具体的対策	担当班
①引き続き、府等と連携して、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への的確な情報提供に努める。	情報班 産業班
②市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。	

（10）遺体の火葬

市の具体的対策	担当班
府等からの要請に応じて、国及び府と連携し、可能な限り火葬炉を稼働させる。	生活環境班

緊急事態宣言前又は解除後

1. 実施体制

（1）庁内体制

市の具体的対策	担当班
①緊急事態宣言が解除された時は、速やかに市対策本部を廃止し、市警戒本部〔2号配備〕へと移行する。	市警戒本部
②国や府の基本的対処方針の変更や、市行動計画等に基づき、市対策本部において、市の基本的対応方針を再協議し、小康期に入った旨と縮小・中止する措置を確認・決定する。	
③庁内における業務を通常業務体制に移行する時期を検討し、適宜通常業務に切り替える。	全班
<市内で患者が発生している場合>	
①緊急事態宣言解除後であるにもかかわらず、市内で患者が引き続き発生している場合は、市対策本部を継続して体制を維持する。	市対策本部
②国内発生早期及び国内感染期に引き続き、全部局の情報共有及び連携・協力体制を維持する。	全班

（2）行動計画の見直し

市の具体的対策	担当班
市対策本部を中心に、各発生段階における対策に関する評価を行い、国及び府行動計画の見直しを踏まえて、本市行動計画等の必要な見直しを行う。	全班

2. サーベイランス・情報収集

（1）情報収集

市の具体的対策	担当班
国、府及び関係機関を通じて、新型インフルエンザ等の対策に関する国内外の情報収集を行い、再流行の早期探知に努める。	市警戒本部
＜市内で患者が発生している場合＞	
国、府及び関係機関を通じて、市内の発生状況について把握し、流行の第二波に備えて情報の収集を行う。	市対策本部

府

（2）サーベイランス・情報収集における府の対策

- ①府は、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。
- ②府は、再流行を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。

3. 情報提供・共有

（1）市民

市の具体的対策	担当班
府等と連携して、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。	情報班 福祉班

（2）関係機関

市の具体的対策	担当班
第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握するとともに、情報提供の在り方について見直しを図る。	全班

（３）相談窓口の体制の縮小

市の具体的対策	担当班
市対策本部内にあった新型インフルエンザ等専用相談窓口を廃止し、健康長寿部局での相談窓口に移行する。	福祉班
＜市内で患者が発生している場合＞	
引き続き、市対策本部内に新型インフルエンザ等専用相談窓口を設置し、市民や関係機関からの相談窓口体制の維持を図る。	総務班 情報班 福祉班

４．予防・まん延防止

（１）まん延防止に関する市の対策

市の具体的対策	担当班
流行の第二波に備え、引き続き、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の基本的な感染予防策の徹底について市民に広報を行う。	情報班 福祉班

（２）予防接種

ア．住民接種

市の具体的対策	担当班
①国の基本的対処方針を踏まえ、流行の第二波に備え、予防接種法第６条第３項に基づく新臨時接種を実施する。	福祉班
②府及び近隣の市町、保健所、地区医師会と連携し、接種者数の状況に応じて、予防接種体制の変更を図る。	

5. 医療

（１）府の対策への協力

市の具体的対策	担当班
府からの要請に応じて、医療対策等に適宜協力する。	福祉班

6. 市民生活及び市民経済の安定の確保

（１）事業者への対応

市の具体的対策	担当班
府等からの要請に応じ、商工会議所等と連携し、市内の事業者に対し、引き続き、従業員の健康管理と職場における感染対策について継続するよう依頼する。	産業班

（２）要援護者への生活支援

市の具体的対策	担当班
①引き続き、要援護者がいないか見直しを図り、状況に応じて規模の縮小を図る。	福祉班
②引き続き、生活支援（食事の提供、生活必需品の配送等）に係る協力要請及び総合調整を行い、状況に応じて規模の縮小を図る。	調達班

（３）市民・事業者への呼びかけ

市の具体的対策	担当班
府等からの要請に応じ、市民・市内の事業者への対応の取組等に適宜協力する。	産業班

（４）人権への配慮

市の具体的対策	担当班
特定の地域や学校、幼稚園、保育所（園）、職場等に感染者が集中した場合には、個人・学校等・地域を誹謗中傷するようなことが発生しないよう、関係機関との連携のもと、十分に配慮する。	情報班 全班

（５）風評被害への配慮

市の具体的対策	担当班
関係団体等と相互に連携を図り、風評による被害を抑えるよう対策を検討する。	産業班

（６）新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

市の具体的対策	担当班
①国及び府と連携し、その指示を受けて、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止を行う。	全班
②国及び府と連携し、業務再開の周知を受け、学校、幼稚園、保育所（園）、福祉施設等の臨時休業や施設の使用制限、大規模集会、興行、事業活動等の自粛の解除を行う。	福祉班 教育班

（７）遺体の火葬

市の具体的対策	担当班
引き続き、円滑な火葬が実施できるように努める。	生活環境班

※政府対策本部・府対策本部が廃止された場合

特措法第 21 条により政府対策本部が廃止された場合、新型インフルエンザ等への対応については未発生期の実施体制に移行する。